

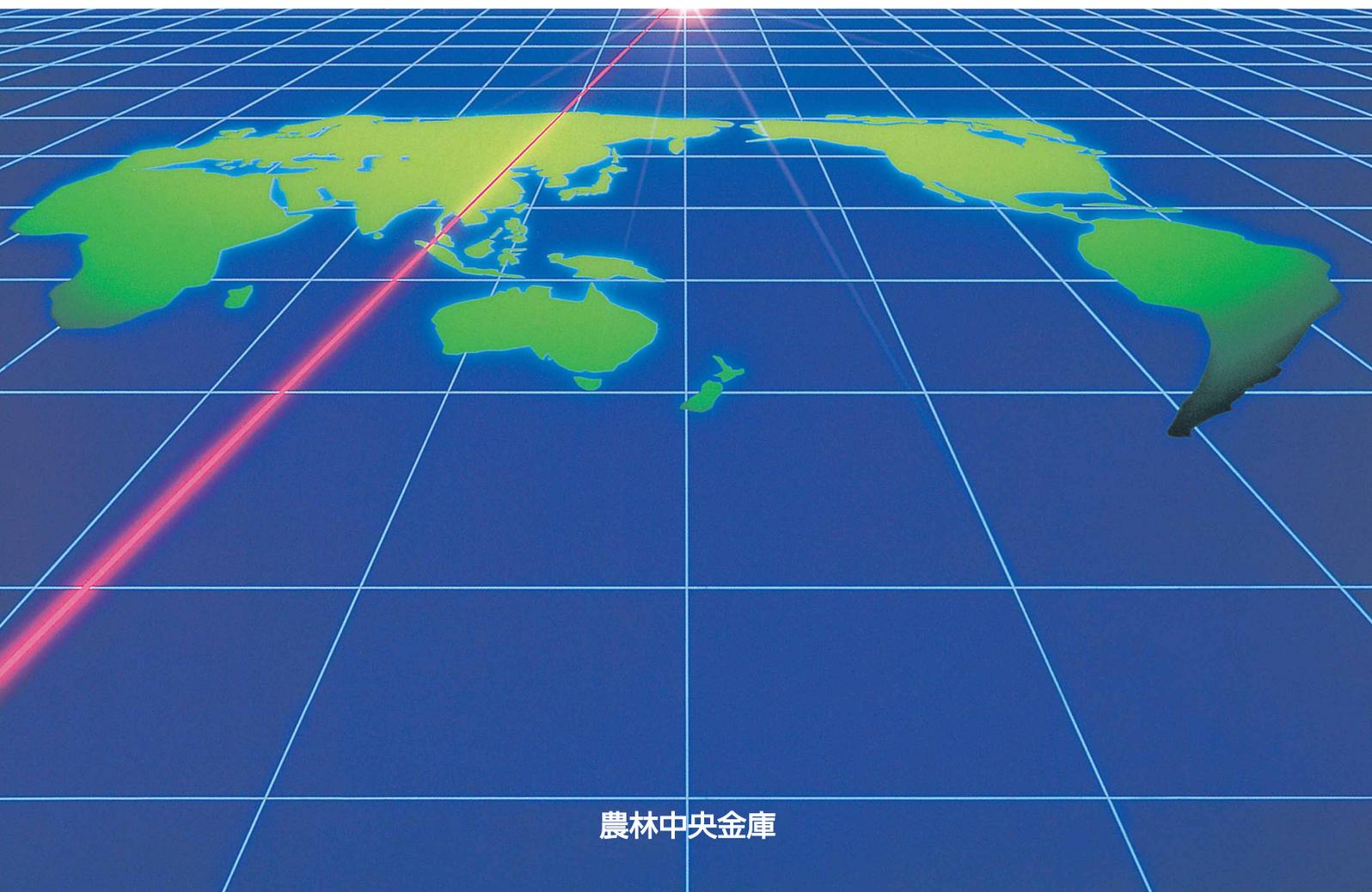
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2023 **11** NOVEMBER

社会的な課題への対応

- 欧州におけるソーシャルタクソノミーをめぐる議論
- 農村の援農における交流の意義と農協の役割



社会的課題の解決と協同組合

地球上の約170万種の動物のうち、虫は100万種以上を占めて、動物の最大勢力となっている。虫が多様な進化をとげた一番の要因は短命多産であり、世代交代の速さによって環境の変化に適応する可能性が増大した。この結果、虫は環境を破壊せずに環境に適応しながら進化していくことができた。虫に比べて人の寿命は圧倒的に長く、少産でもある。環境の変化に適応するのではなく、環境を変え、破壊もしながら、人は繁栄してきた。^(注)そして、人口増と経済規模の拡大に伴って、環境悪化は加速し、人々の生活や生存をも脅かすに至っている。地球温暖化等の環境問題は地球規模での課題であり、世界的に問題解決にむけた取組みが進められている。

環境の変化への適応という意味で、虫に比べて人は不器用な動物である。一方、本号の2つの論文が取り上げる社会的課題への対応という点ではどうであろうか。

重頭論文は、欧州委員会が、持続可能な投資を促進するために必要となる、何が持続可能な活動かを分類する「タクソノミー」の範囲を、環境分野だけでなく社会的分野にも拡張することを目指していることを紹介している。しかし、環境分野のタクソノミーは科学的基準に基づくことができるが、社会的分野のタクソノミーはそれができないという難しさがあること、地球規模での共通する課題である環境問題に対して、社会的課題は国、地域によって異なり、一律の基準設定が難しいということを指摘する。また、EUの動向に先行して、持続可能な融資に取り組んできたソーシャルバンクに学ぶところが多いという。その具体例としてあげられた、イタリアの協同組合であるバンカエチカでは、融資申込みの際に社会面、環境面での評価が、社会的評価者としての研修を受けたバンカエチカの組合員が中心となって行われている。

佐藤論文は、農業における労働力不足という、日本の農業、農村が直面する深刻な課題に対して、農家と援農者の仲介機関として機能している3つのJAの事例を紹介する。JAによって果たしている役割は異なるが、農家と援農者の双方の状況を把握し相性をみてマッチングを行う、受入れ時には援農者に作業に真剣に取り組むよう意識づけを行う、援農者から聞いた受入農家の良い事例をフィードバックするなど、農家と援農者の双方に寄り添った対応を行って、両者が安心でき満足度の高い環境づくりを支援していることが注目される。

社会的課題の解決と協同組合との親和性は、協同組合の3つの特性によると考えられる。第1は、社会的課題の解決を協同組合の事業・活動の目的とできることである。第2は、その組合員が主体的に社会的課題の解決に参加できることである。第3は、協同組合が、組合員を通じて、あるいは地域等との関係性を通じて、社会的課題にきめ細かに関わることができることである。

人は、協同組合という組織を活用することで、個別性の高い社会的課題の解決に向けて、それぞれに適した対応を行うことが、可能になっていると思われる。

(注) ここまでの記述は、NHK「“虫”地球のもうひとつの主人公」『ヒューマニエンス 40億年のたくらみ』(初回放映日、2023年6月19日)による。

(株) 農林中金総合研究所 特別理事研究員 齊藤由理子・さいとう ゆりこ

今月のテーマ

社会的な課題への対応

今月の窓

社会的課題の解決と協同組合

(株) 農林中金総合研究所 特別理事研究員 齊藤由理子

ソーシャルバンクからの論点提起を中心に

欧州におけるソーシャルタクソノミーをめぐる議論

重頭ユカリ — 2

JAふじ伊豆、JAにしうわ、JAいしかりを対象に

農村の援農における交流の意義と農協の役割

佐藤彩生 — 18

談話室

サステナブルな地域社会の構築に向けて

(株) 農林中金総合研究所 取締役会長 大竹和彦 — 36

統計資料 — 38

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

欧州におけるソーシャルタクソミーを めぐる議論

—ソーシャルバンクからの論点提起を中心に—

リサーチ&ソリューション第1部長 重頭ユカリ

〔要 旨〕

欧州では、サステナブルファイナンス行動計画に基づき、何が持続可能な経済活動なのかを分類するためのタクソミーを、環境分野だけでなく社会的な分野にも拡張することを目指している。しかし、環境タクソミーは科学的な基準に基づくことができるが、ソーシャルタクソミーはそうすることができないという難しさがある。

本稿では、欧州委員会の諮問機関であるサステナブルファイナンス・プラットフォームが刊行したソーシャルタクソミーに関する最終報告書でどのような分類方法が提案されているか、それに対して欧州のソーシャルバンクがどのような論点を提起しているかを紹介する。ソーシャルバンクは、投融資する対象を限定したうえで、個別の投融資案件の情報や投融資のインパクトについて公表するなど、サステナブルファイナンス行動計画で目指す方向性を先取りしていると考えられるからである。

欧州の社会情勢もあり、ソーシャルタクソミーに残された課題がクリアされるかは今後の推移を見守る必要がある。欧州では、社会的な課題への対応に資金を振り向けるという目的を達成するために、社会的な課題の解決に資する取組みを行う組織に対する直接的な振興策もとられており、その成果にも注目していきたい。

目 次

はじめに	(2) ソーシャルバンクの共通点
1 EUのソーシャルタクソミー	(3) ソーシャルバンクの事例 —バンカエチカ—
(1) ソーシャルタクソミーの概要	3 ソーシャルバンクからソーシャルタクソミー への論点提起
(2) 策定の目的	(1) ソーシャルタクソミーをめぐる動き
(3) 分類の進め方	(2) ソーシャルバンクからの論点提起
(4) 社会的目標 (Social Objective) の設定	おわりに
(5) 社会的目標の充足を判断するステップ	
2 欧州のソーシャルバンクの取組み	
(1) 設立状況	

はじめに

欧州委員会は2018年3月にサステナブルファイナンス行動計画を公表した。これはEU27か国全体でサステナブルな投資を促進することを目的とする政策目標で、50年までにEUがカーボンニュートラルとなることを目指す「欧州グリーンディール」の目標にも沿うものである。

行動計画では、何が持続可能な活動かを分類するシステムである「タクソノミー」を開発・導入するとしており、20年7月にタクソノミー規則が施行された。当初の対象は環境活動および環境目標のみであったが、欧州委員会はさらにタクソノミーの範囲を社会的目標に拡大しようとしている。

本稿では、社会的に持続可能な経済活動を分類する「ソーシャルタクソノミー」に関する最終報告書をもとに、その概要を紹介する。そして、70年代頃から環境や社会面に着目して投融資を行ってきたソーシャルバンクからの論点提起に焦点をあて、持続可能な社会の構築に向けた取組みについて検討してみたい。

1 EUのソーシャルタクソノミー

(1) ソーシャルタクソノミーの概要

EUタクソノミー規則第20条に基づいて、欧州委員会に対してサステナブルファイナンス政策やタクソノミーに関する助言等を行うための常設専門家グループ「サステナ

ブルファイナンス・プラットフォーム」(Platform on Sustainable Finance、以下PSFという)が20年10月に設立された。欧州委員会は、PSFにタクソノミーを社会的な目標にまで拡大する作業を行うように求め、この作業に特化した「サブグループ4」を設置した。21年7月にサブグループ4は、初期見解と提言をまとめたソーシャルタクソノミーの草案を公表し、パブリックコメントを募集した。集まった268件の意見や提案も踏まえて、PSFは22年2月に最終報告書を公表した。

なお、最終報告書の冒頭に述べられているとおり、最終報告書はPSFの提言をまとめたものである。後述する社会的目標についても、欧州委員会が最終的に採択するEUのソーシャルタクソノミーの目標になるとは限らない。正式なタクソノミー策定に至るには、欧州委員会が最終報告書における提言の内容を検討したうえで、欧州議会と理事会による採択に向けて正式な提案を作成するという手順を踏む。

(2) 策定の目的

なぜソーシャルタクソノミーを策定する必要があるのか。最終報告書によれば、ソーシャルタクソノミーの目的は、①人権を尊重しつつ行う活動に資本の流れ(capital flows)を向け直すこと、②特に不利な状況にある人々の生活・労働環境を改善する投資への資本の流れを支援することである。

社会的な問題に対応するための資金はこれまでも不足していたものの、どちらかと

いうと環境問題への対応が優先されていた。しかしその流れがコロナ禍で変化した。オルシューカ（2022）は、「資金使途を新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）の社会経済的な影響の緩和に限定した、いわゆるコロナ債が大量に発行された結果、多くの資本市場参加者は社会的な問題を重要な課題として認識するようになった」（12頁）と述べている。

しかし、民間の資金を社会的な問題に向け直すにあたっては課題がある。Hilbrich（2021）は、「ソーシャルファイナンス市場のさらなる発展への主な課題の一つは、その不透明な概念基盤である。ソーシャルファイナンスとは何か、また『社会的』として販売される金融商品に適用される統一のかつ拘束力のある基準は何かについて、広く共有された合理的かつ具体的な理解は存在しない」（P.9）とする。共通の定義がないことは、「社会的」な金融商品と名乗っているが、実際には社会的なプロジェクトに投融資を行わない「ソーシャルウォッシング」を引き起こす可能性がある。ソーシャルウォッシングの懸念がある商品避けようと、投資家が「社会的」な金融商品が投融資するプロジェクトの選択に適用される基準を把握したり、比較したりするためにリソースを割くと、取引コストが増大する。Hilbrichは、「取引コストの増加は、他の商品と比較してソーシャルファイナンス商品の財務的リターンを低下させ、それにより市場規模を縮小させる可能性がある」（P.16）と指摘している。

ソーシャルタクソミーの策定により、投資家と金融商品の提供者の双方が参照できる定義が確立すれば、上記のような問題が解消すると期待されているのである。

（3） 分類の進め方

PSFは、既に導入された環境的に持続可能な活動を分類するタクソミー（以下、環境タクソミーという）とソーシャルタクソミーに関して、2つの主な違いを検討した。

1つは、ほとんどの経済活動は環境に有害な影響を与えるが、雇用の創出や納税、社会的に有益な財やサービスの生産など、社会的には有用だということである。そのためソーシャルタクソミーでは、このような固有の便益と、付加的な社会的便益とを区別しなければならない。例えば、医薬品の製造は製薬会社の事業の一部であり実質的な社会貢献とはみなされないが、製薬会社が特定のグループの人々のためにある医薬品の入手しやすさや購入しやすさを改善する場合、これは付加的な社会的便益としてみなされる可能性がある。

2つ目は、環境的な目標や基準は科学に基づくことができるが、社会的目標はそうはいかないことである。

これらの違いを念頭に置きつつも、ソーシャルタクソミーの構造として環境タクソミーと同様の構造を採用することをPSFは提案している。それは、環境と社会の2つのトピックスについてデータ提供を義務付けられる企業が、全く異なる2つの

やり方で作業しなければならない負担を避けるためである。環境タクソミーがEU内外でかなり認知されているため、ソーシャルタクソミーの構造もそれに沿ったものにするのが好ましいと考えられた。

環境タクソミーと同様の構造とは、以下のステップを踏むことを指す。まず①目標を設定し、②これらの目標を達成するための実質的な貢献を設定する。そして、③ある目標の達成に貢献しても他の目標に悪影響を与えることがないよう、重大な損害を与えない（Do Not Significant Harm）基準を策定したうえで、④最低限の保護措置を設定する。

以下では、特に①と②のステップについて詳しくみてみたい。

(4) 社会的目標 (Social Objective) の設定

1つ目のステップは、社会的目標として何を設定するかである。前述のとおり環境タクソミーは、自然科学とパリ協定のような国際的な枠組みを基礎にしているが、ソーシャルタクソミーは科学に基づくことはできない。その代わりに、国際的に合意された規範や原則を基礎とすることが推奨されている。

具体的に挙げられたのは以下のものである。世界人権宣言／経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約／市民的および政治的権利に関する国際規約／労働における基本的原則および権利に関するILO宣言／多国籍企業および社会政策に関する原

則の三者宣言／欧州人権条約／欧州社会憲章／EU基本権憲章／欧州社会権の柱／SDGs／ビジネスと人権に関する指導原則／国連グローバルコンパクト／OECD多国籍企業行動指針。

上記の文書がカバーしているトピックスをPSFが整理し、そのステークホルダーグループをリンクさせたものが第1表である。

ステークホルダーグループへのトピックスの割当てに基づいて、導き出された社会的目標は、①ディーセント・ワーク（バリューチェーンの労働者を含む）、②エンドユーザーの十分な生活水準とウェルビーイング、③包摂的で持続可能なコミュニティと社会の3つである。

1つ目の「ディーセント・ワーク」とは、99年のILO総会に提出された、当時のソマビア事務局長の報告書のなかで初めて用いられた言葉であり、「働きがいのある人間らしい仕事、より具体的には自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全て

第1表 国際的な規範や原則がカバーするトピックスとステークホルダーグループ

文書内のトピックス	ステークホルダーグループ
労働権と労働条件	労働者
社会的保護と包摂	労働者、コミュニティと社会
偏見を持たずに人を扱う公正さ (non-discrimination)	労働者、コミュニティと社会
健康管理、住居、教育 (職業訓練を含む)、食料への権利	エンドユーザー、コミュニティと社会
失業、自営業、高齢時の支援	労働者
データ保護を含む消費者保護	エンドユーザー
平和で包摂的な社会	コミュニティと社会
汚職と脱税の撲滅	社会

資料 Platform on Sustainable Finance (2022) P.33
 (注) 和訳は筆者。

の人のための生産的な仕事」を指すとされている（注1）。ILOのディーセント・ワーク・アジェンダは、仕事の創出、社会的保護の拡充、社会対話の推進、仕事における権利の保障という4つの戦略目標を置いている。なお、協同組合はディーセント・ワークの創出に寄与するとみなされており、ILOは協同組合の促進に関する勧告を採択している。ソーシャルタクソノミーにおいては、ディーセント・ワークの対象者は製品やサービスを提供する事業体の労働者だけではなく、製品やサービスの構想から最終的な使用までのライフサイクル全般、つまりバリューチェーン全体の労働者を含めるとしている。

2つ目の「エンドユーザーの十分な生活水準とウェルビーイング」は、健康や安全性を高める、ないしは人間の基礎的なニーズを充たす手助けをする可能性のある商品やサービスの実際の消費者としての人間の役割に焦点をあてている。厚生労働省の資料（注2）によれば、ウェルビーイングとは「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」である。サブ目標は、消費者保護と、健康、食料、住居、教育を受ける権利など、経済的・社会的権利の実現に関連する側面に重点を置く。

3つ目の「包摂的で持続可能なコミュニティと社会」は、コミュニティや、より広い社会への経済活動の影響に注意を払うことにより、人権を尊重することを強調する。ネガティブな影響を回避し対処することや

特定のターゲットグループが基本的な経済インフラを利用できるようにすることなどを含むため、先住民の権利を守ることや社会的弱者が経済インフラにアクセスできるようにすることなどを含む。

3つの社会的目標はそれぞれ大きなテーマであるため、第2表に示すように、各目標の下にリストアップされたサブ目標を見る方がイメージをつかみやすいように感じられる。最終報告書ではサブ目標は文章中で提示されているが、この第2表では文章中太字で示された部分を中心に短く紹介している点に留意されたい。また、それぞれのリスト案は「非網羅的（non-exhaustive）」であるとされ、報告書で示した内容がサブ目標のすべてではないことも重要である。

（注1）ILOウェブサイト <https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/decent-work/lang-ja/index.htm>（2023年10月3日最終アクセス）

（注2）厚生労働省「雇用政策研究会報告書 概要（案）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000467968.pdf>（2023年10月3日最終アクセス）

（5） 社会的目標の充足を判断する ステップ

第2のステップである、上記の目標を達成するために実質的に貢献する方法としては、以下の3つのタイプが示されている。

第一の「悪影響を回避し対処する活動」は、人権・労働権侵害のリスクが高いセクターや、EU市民が域内のどこにいても人間らしく生きる権利を守るための「欧州社会権の柱」の目的に貢献する可能性が低いセクターをターゲットとしている。報告書の

第2表 3つの社会的目標のサブ目標の非網羅的リスト案

ディーセントワーク	ディーセントワークの推進	社会的対話を強化し、賃金・労働条件設定のための団体交渉を促進
		労働者とその家族に適正な生活を保証する生活賃金の支払い
		正式な労働関係
		安全衛生の提供
		生涯学習、雇用創出等のための広範なプログラム実施
		社会的保護の提供(厚生年金や育児制度のような職業福祉を含む)
		強制労働と労働搾取をなくすための即時的・効果的対策(特に移民向け)
		児童労働に対する即時的・効果的な対策
	職場における平等と偏見を持たずに人を扱う公正さ(non-discrimination)の推進	女性の雇用機会を均等にする
		直接・間接を問わず女性のための雇用を創出
経営陣と一般労働者の給与格差が過大にならないようにする		
農家の生活収入を確保する		
上記のサブ目標分野を含むリスクベースのデューディリジェンス実施により、バリューチェーンにおいて影響を受ける労働者の人権および労働者の権利の尊重を確保する		
エンドユーザーの十分な生活水準とウェルビーイング	健康的で安全な製品とサービスを確保する	
	耐久性があり修理が可能な製品を設計する	
	個人データおよびプライバシーを保護する	
	責任あるマーケティング活動を行う	
	介護サービスを含む質の高い健康管理製品やサービスへのアクセスを確保する	
	健康的で栄養価の高い良質な食品へのアクセスを改善する	
	良質な飲料水へのアクセスを改善する	
	良質な住宅へのアクセスを改善する	
教育と生涯学習へのアクセスを改善する		
包摂的で持続可能なコミュニティと社会	平等と包摂的な成長を促進	交通、電気通信(インターネットを含む)、金融サービス、電力などの基本的な経済インフラへのアクセスを改善する
		子どものケアと支援
		障がい者の包摂
		特に公正でグリーンかつデジタルな移行の一環として、労働者の確保と再教育などを通じて、適正な雇用を創出・維持する
		地元労働者を雇用し、地元サプライヤーを支援する
	持続可能な暮らしと土地の権利への支援	ジェンダー平等の推進
		意思決定プロセスがコミュニティ・レベルに分散された、コミュニティ主導の開発を推進
		事業活動によって影響を受けるコミュニティへの悪影響を回避し、対処する
	リスクベースのデューディリジェンス実施により、影響を受ける地域社会の人権の尊重を確保	事業活動によって影響を受けるコミュニティ(先住民)との意味のある協議の実施
		先住民グループが影響を受ける場合、「自由意思に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意」プロセスを実施する。人権擁護者や市民空間の保護を含め、集会や表現の自由を支援する。

資料 Platform on Sustainable Finance(2022)

(注) 資料P.35~38の主に太字部分を抜粋して筆者作成。

後半では、そのようなセクターの特定方法についても言及されている。そうしたセクターに属する企業が積極的に経済活動に伴う人権への悪影響を回避・対処しようとするれば、労働者、消費者、地域社会の生活を改善することができる可能性がある。

第二の「経済活動に内在するプラスの影響を強化する活動」は、「エンドユーザーの十分な生活水準とウェルビーイング」と「包摂的で持続可能なコミュニティと社会」の2つの社会的目標に適用される。特に、人間の基礎的ニーズと関連する、住宅、健康管理、交通、通信といった経済活動が言及されている。しかし、先に製薬会社の例でみたとおり、その事業を行っているだけでは社会的とはみなされず、こうしたニーズを充たすことが困難と思われる状況やグループを対象にしたものでなければならない。

第三は、「上述のような活動を可能にする経済活動 (enabling activities)」である。例えば、社会的責任監査 (social audit) (注3) は、企業の自社内あるいはサプライチェーン上の取引先における労務・人権・環境等に関する対応を対象として、監査・評価を行うものであるが、第一の悪影響を回避し対処する活動に貢献するものとみなされる。そのように、第一、第二の活動を可能にする経済活動もまた、実質的な貢献とみなすことが提案されている。

上記3つのタイプのうちどの貢献方法に該当するかを特定し、3つ目以降のステップに進む。紙幅の都合があるため、ステップ③、④は概略のみ示す。ステップ③では、

ある目標の達成に貢献しても他の目標に悪影響を与えていないかをチェックする。例えば、サービスが不足している地域でブロードバンドを普及する経済活動は、包摂的で持続可能なコミュニティと社会に関する目標には貢献するが、それを構築する労働者の権利が阻害されているとしたら、持続可能な活動とみなすことはできない。判定基準は、どのような経済活動を行うかによって変わるものであり、さらに詳しく検討することが必要だとされている。

ステップ④は最低限の保護措置で、これは経済活動にリンクするものではなく、経済主体に関連するものである。経済主体のコーポレートガバナンスもここに含まれ、コーポレートガバナンスにおいて持続可能性の側面を強化することや、コーポレートガバナンス自体を強化することについて言及されている。後で詳しく述べるとおり、ソーシャルタクソノミーについて欧州のソーシャルバンクは多くの課題を指摘しているが、分類においてコーポレートガバナンスを考慮していることについては評価している。

加えて、最終報告書では社会的に有害な活動について、国際的に合意された条約やある活動が社会に及ぼす有害な影響に関する調査を参照しつつ、特定することを検討している。

前述のとおり、最終報告書はPSFの提言をまとめたものであり、ソーシャルタクソノミーとして確定されたものではない。環境タクソノミーとソーシャルタクソノミー

の間でどのように整合性をとるか、実質的貢献や他の目標に悪影響を与えない基準を定めることなどが今後の検討課題として挙げられている。

(注3) 社会的責任監査の内容については、IDEAS FOR GOODのウェブサイト <https://ideasforgood.jp/glossary/social-audit/> (2023年10月3日最終アクセス) を参考にした。

2 欧州のソーシャルバンクの取組み

上述のようなソーシャルタクソノミーに対して、欧州のソーシャルバンクはどのような見方をしているのだろうか。筆者がここでソーシャルバンクの目線からみたタクソノミーの評価を取り上げるのは、ソーシャルバンクの取組みがサステナブルファイナンス行動計画で目指す方向性を先取りしていると考えからである。具体的には、ソーシャルバンクは投融資する対象を限定し、投融資案件の情報を開示し、投融資のインパクトについても公表してきたことを念頭に置いている。

この節では、こうしたソーシャルバンクの取組みについて、FEBEA (European Federation of Ethical and Alternative Banks and Financiers : 倫理的でオルタナティブな銀行・金融業者の欧州連盟) から刊行されたレポート「欧州における倫理的金融」(注4) (以下、FEBEAのレポートと呼ぶ) を参照しつつ、簡単に紹介してみたい。

(注4) 参考文献リストのBiggeri, U., M.Meggiolaro, & D.Sorrosal, (2022) を指す。

(1) 設立状況

金融面でのリターンとともに社会面、環境面、倫理面でのリターンを追求するソーシャルバンクは、欧州では70年代から存在していた。GLS銀行(独)、トリオドス銀行(蘭)などシュタイナー思想に触発されて設立されたもの、ウムヴェルトバンク(独)など環境問題への対応に重きを置いて設立されたもの、バンカエチカ(伊)、La NEF(仏)など社会的、協同組的な発想から設立されたものなど、経緯は様々である。FEBEAのレポートでは現在30ほどあるとされ、それらの多くは、FEBEAのほか、GABV (Global Alliance for Banking on Values : 価値を大切にす銀行のグローバルアライアンス)、INAISE (International Association of Investors in the Social Economy : 社会的経済における投資家の国際協会) というネットワーク組織に加入している(注5)。

なお、FEBEAのレポートでは、これらの銀行をEthical and Value-Based Banks (倫理的で価値を大切にす銀行) と呼んでいるが、日本ではある程度ソーシャルバンクという呼び方が知られているとみられることから、本稿ではソーシャルバンクと呼ぶこととする。

(注5) FEBEA、INAISEについては、重頭(2010)で紹介しているが、加盟するメンバー銀行には入れ替わりがある。

(2) ソーシャルバンクの共通点

先にも述べたとおり、ソーシャルバンクは、金融面でのリターンとともに社会面、

環境面、倫理面でのリターンを追求する金融機関である。

同レポートは、ソーシャルバンクの共通点として、「国際協力、環境保護、文化、芸術、社会的統合のための信用供与手段として資金を活用しようと日々努力している。ほぼすべての銀行が融資内容を開示し、顧客には、自らの預貯金で支援することを意図する分野や特定のプロジェクトを選択する機会を与えている」(P.6) 点を挙げている。

融資の対象とする分野については、上述のように注力する分野を具体的に挙げつつ、融資を行わない分野を明示していることが多い。トリオドス銀行の場合は、持続不可能な製品やサービス、持続不可能な作業プロセスへの融資は行わないと決めている。持続不可能な製品やサービスには、武器、タバコ、ポルノ、毛皮、環境に有害な物質の製造や取引に関わるすべての企業、ギャンブル業界が含まれる。また、持続不可能な作業プロセスには、動物実験や非人道的な農法、汚職や独裁政権への支持、労働基本権の侵害などが含まれている。先のPSFの最終報告書では、社会的に有害な活動を今後検討することが提案されていたが、ソーシャルバンクでは持続不可能とみなす分野を特定し、融資の対象外とすることが一般的である。

以下では、ソーシャルバンクの実際の運営状況を理解するため、1つの例としてイタリアのバンカエチカについて少し詳しく紹介してみたい。

(3) ソーシャルバンクの事例

—バンカエチカ—

バンカエチカ（日本語に訳すと倫理銀行）の起源は、組合員から資金を集め社会的なプロジェクトを提案する人や組織に対する融資を行う金融協同組合である。イタリアでは91年に社会的協同組合が法的に認可され社会的なプロジェクトを振興する活動は活発化したが、90年代初めに金融規制が厳しくなったため、金融協同組合の活動は徐々に停滞した。そこで、94年に社会的協同組合の全国団体、アソシエーション、NGOなど20を超える非営利組織が集まって、自分達のための銀行を作ることを目的としてアソシエーションを設立し、銀行の設立に必要な資本を調達するためのキャンペーンを開始した。数年にわたるキャンペーンを経て、バンカエチカは99年3月からイタリアの協同組合形式の1つである庶民銀行（注6）として業務を開始した。

バンカエチカでは、与信方針において、積極的に融資を行う分野として、以下のものを挙げている。福祉、エネルギー効率と再生可能エネルギー源、環境、有機農業、国際協力、社会文化活動（教育・文化・インクルーシブスポーツ、青少年センターなど）、フェアトレード、社会的で責任ある企業、個人ローン（初めての住宅や交通手段など初期の金融ニーズを満たすもの）である。

他方、融資の対象から除外する分野としては、以下のものを挙げている。武器の製造・販売、環境への悪影響が明らかな活動、

人間や環境にとってリスクとなるエネルギー源や技術の使用と開発、児童労働の搾取、集約的な家畜の飼育、脆弱あるいは保護されていない人や動物に対して行われる実験を含む科学的研究、マイノリティとすべてのカテゴリーの人の排除ないしは周辺化、人権を尊重しないことが知られている政権との直接的な関係、性の商品化、ギャンブルである。

バンカエチカは、融資の申込みをしてきた全ての組織に対して、一般の銀行が行うような経済的な側面に注目した審査だけでなく、社会面、環境面についての評価も実施している。社会・環境評価を行う目的は、①顧客の社会的・環境的責任およびバンカエチカが推進する価値観に関する知識と同意の度合いを評価すること、②倫理的な金融および市民の経済学の価値観に反する行動を顧客がとることによって生じる評判へのリスクを回避すること、③バンカエチカとの関係を構築する組織における、社会的・環境的責任の文化を促進し強化すること、④組合員を巻き込みメンバーシップを強化することである。つまり、バンカエチカが追求する価値観を、顧客にも共有し実行してもらうことを求めている。そして、④に挙げられているとおり、社会・環境評価には組合員が関わるのだが、この点については他のソーシャルバンクと異なるバンカエチカの特徴であるとみられる。

社会・環境評価のために、同行は顧客に対して社会・環境アンケートを行っている。内容は、ガバナンスや機会均等、環境保護、

労働安全衛生等に関するもので、数値を記入したり選択肢を回答したりする。18年からは、バンカエチカの支店、顧客、後述の社会的評価者をつなぐインターネットベースのクレジットプラットフォームが構築され、プラットフォーム上で情報のやりとりが可能になっている。アンケートから得られた情報の質を保証するため、組合員からのボランティアである社会的評価者が中心となってこれを検証する作業を行う。

バンカエチカのウェブサイトによれば(注7)、社会的評価者になるには、少なくとも1年間はバンカエチカの組合員であり、地元で積極的に活動し、人間関係や社会的なスキル、時間的な余裕があることが求められる。そして、一定の研修を受け認定を受ける必要がある。社会的評価者は、融資を申し込んだ顧客を訪問して面談を行い、社会・環境アンケートのなかで関連する部分について調査し、顧客から提供された書類を分析し、社会・環境アンケート以外からもその組織に関する情報を得たうえで、評価の結果を分析レポートとしてとりまとめる。彼らの社会・環境評価の結果と、銀行側が行った経済的な審査の結果が相反する場合は、審議委員の判断に委ねられる。

21年に融資を決定した941件のうち、94.7%に対して社会・環境評価が実施されている。評価を実施しなかった案件の多くは、過去にすでに評価を受けた組織であったためであり、評価を全く行わずに融資を承認した2%未満の案件は緊急性が高かったためだとされている。

ほかのソーシャルバンクと同様、同行は個人を除く融資先の情報を公表している(注8)。同行のウェブサイト(注9)では、融資を受けた組織名、融資の日付、融資額、融資の種類を見ることができる。同行では、20年以降、社会・環境評価の分析結果をインパクトレポートとして公表しており、イタリア語の全体版に加え、英語の概要版も入手できるようになっている(注10)。インパクトレポートによれば、21年末の同行の貸出残高は11億8,420万ユーロで、21年中の新規貸出は3億4,480万ユーロであった。新規貸出の資金使途としては、住宅への権利(25.2%)、社会的サービス(24.9%)、気候変動への対抗(13.9%)、循環型経済と環境保護(12.7%)、不利な条件にある人の雇用(10.8%)、移民の受入れ(10.1%)が多い。21年にバンカエチカが供与したローンによって、5,911の新規雇用創出、3,026回の文化的なイベント(参加者43万人)、教育・研修プログラムへの参加者8,807人、有機栽培の耕地面積15,782ヘクタール、82,000トンのCO₂の排出量削減、4,307人の移民を歓迎などのインパクトがあったと記されている。

前述のFEBEAのレポートによれば、レポートの刊行時点ではイタリアにおいて投融资によって発生したCO₂排出量を公表しているのはバンカエチカだけであった。また、ソーシャルバンクのなかでは、トリオドス銀行、ウムヴェルトバンク、ABS(スイス)、エコロジー・ビルディング・ソサエティ(英)、エコバンケン(スウェーデン)、メルクール(デンマーク)も詳細な報告書

を出していた。

以上のことから、EUにおいて現在進められている金融機関の投融资の環境的、社会的な影響を測定し、開示する取組みはソーシャルバンクでは既に行われており、さらに個別の融資先情報の開示までもが行われていることが分かる。投融资先情報の開示により透明性が確保されていることで、自分の預けたお金の行方を知りたい、環境や社会に悪影響を及ぼす取組みに自分の資金が使われたくないとする顧客を引き付けている。実際、バンカエチカでは、11年から21年の間に預金残高が年平均14.2%増加したが、これは同期間中のイタリアの銀行全体の増加率(5%)を大きく上回るものであった(注11)。

(注6) イタリアでは一般にBCCと呼ばれる協同組合銀行は地区の限定があるが、庶民銀行には地区の制限がなく全国で業務を行うことが可能である。

(注7) バンカエチカのウェブサイト <https://www.bancaetica.it/valutazione-socio-ambientale/> (2023年10月3日最終アクセス)

(注8) 公開している融資先情報については、顧客の同意を得られたものに限定しているケース、表示する項目が異なるなどのケースもある。

(注9) バンカエチカのウェブサイト <https://www.bancaetica.it/finanziamenti/> (2023年10月3日最終アクセス)

(注10) 全体版はBanca Etica (2022b)、英語版はBanca Etica (2022a)

(注11) Banca Etica (2022b) P.22

3 ソーシャルバンクから ソーシャルタクソノミー への論点提起

前節でみたような業務運営を行うソーシ

シャルバンクの視点からは、最終報告書で示されたソーシャルタクソミーはどのように見えているのか、簡単に整理してみたい。

(1) ソーシャルタクソミーをめぐる動き

最終報告書の刊行以降、PSFのウェブサイト（注12）を見る限りソーシャルタクソミーに関する新たな情報は掲載されていない。Axelsson（2023）は、欧州委員会がソーシャルタクソミーのプロジェクトを棚上げにすると公式に確認したことはないが、23年中に欧州委員会が何らかのアクションを起こすとは考えにくいというPSFメンバーの意見を紹介している。作業が停滞している理由としては、「難しいから」「現在のタクソミーにはまだ修正すべき問題があるから」ということが指摘されている。

しかし、PSFの草案や最終報告書のなかでも、「ソーシャルタクソミーへの懸念」という項のもとに懸念事項がまとめられ、その困難さについても環境目標や基準は科学に基づくことができるが社会的目的はそうはいかないことが認識されていた。また今後検討すべき課題も多く提示されており、策定作業は容易ではなく、今後も継続した作業が必要であることは明確に示されていた。

作業が停滞している背景には、ロシアのウクライナ侵攻により深刻化するエネルギー危機に直面している欧州委員会がソーシャルタクソミー以外の取組みを優先していることが指摘されている（注13）。そもそ

も新型コロナウイルスの蔓延がソーシャルタクソミーの重要性を認識させることとなったのであれば、その後の社会情勢の変化で優先順位が変わってしまうことはありうる。また、環境タクソミーにおいて天然ガスと原子力が持続可能な経済活動として扱われるようになったことが、タクソミーの信頼性を損なったとも言われている。ソーシャルバンクも、「政府やロビー団体が、科学的基準ではなく、経済的あるいは地政学的な必要性に基づいて、ゴールポストを動かし、持続可能な活動により多くの活動を含めるために制限を緩めようとしている」（注14）と批判している。

（注12）PSFのウェブサイト https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/overview-sustainable-finance/platform-sustainable-finance_en（2023年10月3日最終アクセス）

（注13）Meager（2022）

（注14）Biggeri, U., M.Meggiolaro, & D.Sorrosal, (2022) P.3

(2) ソーシャルバンクからの論点提起

ソーシャルバンクは、サステナブルファイナンスへの取組みが開始されたことについては、従来の金融システムの多くが持続不可能であるとの認識に基づき、何が持続可能な金融を構成するのかについて、明確な定義を持つ必要があると考え歓迎していた。しかし当初からタクソミーのアプローチには限界があると考え、FEBEA名義で再考すべき点を示したポジションペーパー（注15）を21年6月に出していた。

EUのサステナブルファイナンス・アジェンダを効果的なものにするために、同ポジ

ションペーパーでは推奨事項として第3表に掲げる内容を指摘している。この内容は、PSFのソーシャルタクソノミーに関する最終報告書において実現されたとみなされていないようであり、前掲の22年のFEBEAのレポートでも同様の点が課題として指摘されている。

具体的には、金融機関が実体経済と結びつかず、投機を行ったりタックスヘイブンを利用したりすることも可能であること（第3表の2）。単一の商品を対象とすることから、持続可能な金融商品と非持続可能な金融商品を同時に扱うことも可能なこと（同3）。考慮されるべき有害な活動を特定することについての言及はあるものの、ソーシャルバンクのように投融資の対象外とする分野を定めるかどうかは明確でなく、その決定が業界のロビー活動や社会情勢によっても変化する可能性がありうることなどである（同5）。

加えて、より厳格なESG基準を採用する

サステナブルファイナンス商品は、相対的にリスクが高い商品であることが多く、リスク選好度の低い一般市民の貯蓄を動員するには不向きであると指摘されている（同8と関連）。

さらに、以下の点も言及されている。ソーシャルタクソノミーは国際的に認められた人権基準を枠組みとしているため、人権を尊重し、賃金を支払い、それに見合った税金を納め、市民や地域社会の福祉に貢献する企業の活動を社会的とみなす。そのため、欧州および国内の労働法と税法を遵守し、地域社会や環境に害を与えないEU内のほぼすべての企業が、何らかの形で「社会的」と主張することができる。他方で、ソーシャルバンクは、上述のような事業運営を行っているにもかかわらず、あらゆる産業に融資を行う他の銀行と同列に「社会的」とみなされる状況に陥ることも懸念されている。

（注15） European Federation of Ethical and

第3表 ポジションペーパー「真に持続可能な金融のために」での推奨事項

1	気候変動への影響に特に焦点を当てながら、すべての金融活動が経済的なものだけでなく、人々や地球にもたらす便益の評価を促進する
2	社会的結束と包摂的な成長を促進するため、実体経済と強く結び付き、長期的なコミットメントを刺激し、社会的経済と不利な立場にあるグループの金融包摂を支援する金融活動を推進・促進する
3	単一の商品の持続可能性だけでなく、金融組織のすべての金融活動の一貫性を確保する
4	金融仲介組織のすべての活動(ガバナンス、利益の分配先、報酬方針を含む)に関して、透明性の義務と特別な基準の採用を含める
5	持続可能でない活動の定義を含みソーシャルタクソノミーを明確に定義する、360度から理解される「持続可能性」に向けて動き出す
6	サステナブルファイナンス戦略の発展のために協議を受けるステークホルダーの中に、小規模で地域に根ざした倫理的な銀行や金融機関の代表を含める
7	サステナブルファイナンスの定義に適合しない金融仲介組織の活動やアプローチを明確に示す
8	エコロジカルトランジションを資金面で支援し市民の貯蓄を動員するため、サステナブルファイナンスとは何かについて、透明性と消費者に対する明確なコミュニケーションを促進する

資料 European Federation of Ethical and Alternative Banks and Financiers(2021) P.2~3

Alternative Banks and Financiers (2021) を指す。

おわりに

以上みてきたとおり、ソーシャルタクソノミーには検討すべき課題が多く残されているが、EUの社会情勢などもあり、策定作業は後回しとなっているようである。3つの社会的目標のサブ目標のリストが「非網羅的」とされているように、社会が抱える課題をすべて網羅することは非常に困難である。国によって、また国内でも地域によって社会的な課題は異なるため、それをデータ等から一律に判断することは容易ではないだろう。

ソーシャルバンクの取組みをみると、銀行側が情報開示を行うことを前提とし、預金者や、協同組合の場合には組合員が投融资するプロジェクトをしっかりとチェックすることで「ウォッシュ」の防止が行われてきたと考えられる。こうしたボトムアップで行われるステークホルダーの積極的な関与と一律の基準設定の相反性も、ソーシャルタクソノミー策定の難しさの背景にあるのではないかと筆者は考えている。

基本に立ち返れば、ソーシャルタクソノミーを策定する目的は、社会的な課題に対応するために資金の流れを変えることである。その目的を達成するためには、別のアプローチも可能であり、FEBEAのレポートは「社会的で持続可能な経済に対するEUの支援はソーシャルタクソノミーだけではな

い。SEAPとInvestEUという2つのイニシアティブが2022年に始まった」(P.51)と述べている。

SEAPは21年12月に欧州委員会が提示した「社会的経済のための行動計画 (Social Economy Action Plan)」の略称である。社会的経済とは、協同組合、共済組合 (mutual benefit societies)、チャリティを含むアソシエーション、財団という4つのタイプの事業体を指す。また、社会的企業も一般に社会的経済の一部とみなされているが、国の状況に応じて様々な法的形態を採用している。欧州にはこれら社会的経済の事業体が約280万あり、1,360万人を雇用している。欧州委員会はその役割を高く評価しているが、加盟国内でも有給雇用に占める社会的経済の事業体の割合は0.6%から9.9%と差があり、社会的経済の発展度合いや認知状況は国によって大きく異なる。SEAP(21~30年)では、社会的経済の事業体の成長を支援するために①適切な枠組みの条件を作り出す、②機会(資金へのアクセスを含む)の拡大と能力開発を支援する、③社会的経済とその可能性に対する認識を高める、の3点に焦点を当てた60以上の行動が提示されている。

23年6月には、「社会的経済の枠組みの条件の整備について」という理事会勧告への提案(注16)が出され、税制、国家補助、公共調達、事業のライフサイクルに合わせた金融・非金融支援等について加盟国の政策決定者に対する推奨事項を示している。また、社会的経済の活動のインパクトの測

定や管理の実践を支援することも推奨されている。

同時に、行動の1つに挙げられていた、社会的経済に関連する情報をまとめたウェブサイト「Social Economy Gateway」(注17)も立ち上げられ、SEAPをはじめとするEU内のイニシアティブ、EUの資金プログラム、各国での助成や研究レポート、関連イベントなど様々な情報がみられるようになっていく。このサイトは、社会的経済の事業体を立ち上げようと考えている人、社会的経済の事業体で働いておりリソースを求めている人、さらに社会的経済のエコシステムの構築にとって鍵となる政策決定者等に有用な情報を一元的に提供することを目指している。

資金面については、特定の組織形態向けではないがプロジェクトの内容によって利用できるEUの資金プログラムが上述のウェブサイトでも詳しく紹介されている。FEBEAのレポートで言及されているInvestEUは、21年から27年の間に持続可能な投資、イノベーション、雇用創出を支援するEUの資金プログラムであり、事業内容に応じて社会的経済の事業体も活用できるもののほか、社会的企業向けには専用プログラム（保証等）も用意されている。

持続可能な社会を構築するという困難な課題に対応するためには、様々なアプローチをとることが必要になる。かねてより投融资における社会面、環境面、倫理面への効果を重視してきたソーシャルバンクの実践からは学べることも多い。また、どのよ

うな事業体が社会の課題に対応しているかを見極め、それを効果的に支援していくことも重要になろう。日本では、「社会的経済」という概念に基づいて政策的な支援がなされることがないため、SEAPによって欧州でどのような成果が出るかを注視していきたい。

(注16) European Commission (2023)

(注17) Social Economy Gatewayのウェブサイト
https://social-economy-gateway.ec.europa.eu/index_en (2023年10月3日最終アクセス)

<参考文献>

- Axelsson, J., (2023), "EU Social Taxonomy: A Year On"
<https://nordsip.com/2023/02/28/eu-social-taxonomy-a-year-on/> (2023年10月3日最終アクセス)
- Banca Etica (2022a), "Abstract of 2022 Impact Report"
- Banca Etica (2022b), "Report Di Impatto 2022 Impact Report"
- Biggeri, U., M.Meggiolaro, & D.Sorrosal, (2022), "Ethical Finance in Europe"
<https://febea.org/5th-ethical-and-value-based-finance-in-europe-annual-report/> (2023年10月3日最終アクセス)
- European Commission (2021), "Building an economy that works for people: an action plan for the social economy"
- European Commission (2023), "Proposal for a COUNCIL RECOMMENDATION on developing social economy framework conditions", COM (2023) 316 final, 13 June
- European Federation of Ethical and Alternative Banks and Financiers (2021), "For a Truly Sustainable Finance That Combats Climate Change and Inequality"
<https://febea.org/febea-position-paper-on-the-eu-sustainable-finance-strategy/> (2023年10月3日最終アクセス)
- Hilbrich, S., (2021), *What is social finance? Definitions by market participants, the EU taxonomy for sustainable activities, and implications for development policy*, Discussion Paper / Deutsches Institut für

Entwicklungspolitik

- Meager, E. (2022), “Why the social taxonomy is no longer an EU priority”
<https://capitalmonitor.ai/regions/europe/why-social-taxonomy-no-longer-eu-priority/>
(2023年10月3日最終アクセス)
- Migliorelli, M. (2021), “What Do We Mean by Sustainable Finance? Assessing Existing Frameworks and Policy Risks”, *Sustainability* 2021, 13, 975
- Platform on Sustainable Finance (2022), “Final Report on social Taxonomy”
- Platform on Sustainable Finance (2021), “Draft Report by Subgroup 4: Social Taxonomy”
- Triodos Bank (2022), “Triodos Bank Minimum standards”
- 重頭ユカリ (2010) 『ヨーロッパのソーシャルファイナンス』 総研レポート
- 重頭ユカリ (2022) 「欧州の協同組合銀行における

サステナブルファイナンスの取組み」『農林金融』11月号、2～19頁

- 高橋龍生 (2022) 「ソーシャルタクソミー—EUタクソミーは「社会」にまで拡大—」『日興リサーチレビュー-Research Clip』 2022年1月
- 高橋龍生 (2022) 「ソーシャルタクソミー最終報告書—社会的に持続可能な経済活動とは何か?その基準案が示される—」『日興リサーチレビュー-Research Clip』 2022年6月
- 駐日欧州連合代表部 (2020) 「新型コロナ危機下でEU経済を守る新支援策「SURE」」 EU MAG Vol.79 <https://eumag.jp/behind/d0620/> (2023年10月3日最終アクセス)
- ヤレック・オルシューカ (2022) 「EUソーシャル・タクソミーの導入に向けて—長い道のりの第一歩—」『野村サステナビリティクォーターリー』 春号、12～17頁

(しげとう ゆかり)



農村の援農における交流の意義と 農協の役割

—JAふじ伊豆、JAにしようわ、JAいしかりを対象に—

主事研究員 佐藤彩生

〔要 旨〕

農業の労働力不足が課題となるなか、多様な主体の援農への参画が求められている。本稿の目的は、農村における援農の取組みに着目し、農家にとっての交流の意義と農協の役割を明らかにすることである。そこで農村の援農の特徴を検討したうえで、JAふじ伊豆の「西浦みかん援農ボランティア」、JAにしようわの「みかんアルバイト」、JAいしかりの「石狩アグリケーション」の3つの事例を取り上げた。

援農における農家にとっての交流の意義は、①援農者の参加意欲の誘発、②作業者のモチベーション向上、③援農者の思い出づくりに伴うリピーター形成、④リピーターの作業技術の向上の4点が挙げられる。また交流に着目した農協の役割としては、①援農者受入れの運営、②農家と援農者の関係性構築のサポート、③移住・就農者の発掘とサポートの3点が挙げられる。

農村の援農における交流の意義を知り、農協が援農に取り組むことは、労働力確保、新規就農、移住者促進、関係人口づくりなど様々な面での貢献が期待できる。

目 次

はじめに

1 課題設定と目的、方法

- (1) 援農と交流の定義
- (2) 援農と交流に関する既往研究
- (3) 本稿の目的
- (4) 方法

2 援農の整理と事例の位置づけ

3 JAふじ伊豆なんすん地区の「西浦みかん援農ボランティア」

- (1) JAふじ伊豆なんすん地区
- (2) 西浦みかん援農ボランティアの概要
- (3) 援農者（ボランティア）と交流の概況
- (4) 農協の役割
- (5) 効果と課題、方向性

4 JAにしようわの「みかんアルバイト」

- (1) JAにしようわ
- (2) みかんアルバイトの概要

(3) 援農者（アルバイト）と交流の概況

- (4) 農協の役割
- (5) 効果と課題、方向性

5 JAいしかりの「石狩アグリケーション」

- (1) JAいしかり
- (2) 石狩アグリケーションの概要
- (3) 援農者（アグリケーター）と交流の概況
- (4) 農協の役割
- (5) 効果と課題、方向性

6 各事例の特徴の整理と考察

- (1) 各事例の特徴
- (2) 交流の特徴
- (3) 農家と援農者との関係の特徴
- (4) 農協の役割の要点

7 結論

おわりに

はじめに

農業の現場における労働力や担い手不足は慢性的な問題であるが、近年は食や農業への関心の高まりなどから、多様な主体が農業ボランティアや農業アルバイトとなり援農に携わっている。こうした援農の取り組みでは、農協は農家と一般市民の仲介機関として機能しており（注1）、今後も農協が様々な場面で援農に関わることで、農業の労働力不足等の問題に継続的に応えていくことができるものと考えられる。

（注1）草野（2020）参照。

1 課題設定と目的、方法

（1）援農と交流の定義

援農には明確な定義がなく、非農家など一般人が無償かなんらかの報酬を得て農作業を通じた農家の支援を行うという意味に集約されているものとみられ（注2）、本稿でも同義とする。そのため労働力確保が援農の主要素にあるが、一方で農家と援農を行う主体（以下、援農者）が共同作業等を通じて同じ場所で同じ時間を過ごすことにより、「交流」が生まれることも副次的な構成要素といえる。

「交流」に関しても明確な定義はないが、本稿の援農における交流は、生産者と消費者、農家と非農家、農村と都市の居住者、地元住民と旅行者（観光客）、世代間など異なる背景を持つ主体同士が時間を共有し、

会話等を通じて相互理解を深めることとする。援農による労働力確保に向けては多様な援農者の参加やリピーター形成が鍵となるが、交流がこれらにどのように機能するかは援農を活用するうえで重要な視点となり得る。

（注2）神奈川県ウェブサイトでは、「無償もしくは最低賃金以下の謝礼や農産物を得つつ、農家の農作業を都市住民等が手伝うもの」と提示されている。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cf7/cnt/f450010/p581108.html>（2023年9月18日アクセス）

（2）援農と交流に関する既往研究

そこでまず本稿の課題設定にあたり、援農と交流に関する既往研究をみていく。既往研究では、援農者の参加動機のひとつに「農家との交流」や農業への関心といった心理的報酬が言及されていたり（注3）、援農者の参加を促す工夫として交流機会の拡大等が不可欠とされている（注4）。

一方、農家と援農者との関係継続については、援農活用農家に求められる要件のひとつとして、自然への関心や栽培知識の獲得、社会貢献意識、「人との交流意識」などといった援農者の多様な動機に応えることや（注5）、援農における作業の意味を理解してもらうためにも農家と援農者の根気強い「交流」による関係構築の必要性が述べられている（注6）。特に農協が仲介機関となる援農活動の定着要因では、人的交流・仲間づくりの場の必要性が指摘されている（注1）。

また労働力と交流の関連では、農業アルバイトを都市農村交流の契機と捉え、関係

人口づくりや地域との関係性構築につながることを明らかにしたもの（注7）や、農協による都市農村交流の新たな潮流に労働力提供者・就農希望者を位置づけたものもある（注8）。

（注3）今野（2023）参照。

（注4）安藤・大江（2016）参照。

（注5）佐藤（2017）参照。

（注6）船戸（2013）参照。

（注7）上野・小林（2020）参照。

（注8）佐藤（2022）参照。

（3）本稿の目的

このように労働力確保において農家と援農者との「交流」は重要な要素であるものの、「農村」の援農と交流に着目した研究は少なく、ましてやそこでの農協の役割も明らかにされていない。労働力不足は農村においてより顕著な問題であることから、本稿では、農村を対象とし、援農における農家にとっての交流の意義と農協の役割を明らかにすることを目的とする。

（4）方法

援農にも様々な種類があるため、はじめに特徴を整理したうえで、本稿で紹介する農協が関与する援農の事例の位置づけを確認する。つづいて、3つの事例紹介を通じて特徴を整理し、最後に農家にとっての交流の意義と農協の役割を明らかにする。なお事例は、JAふじ伊豆、JAにしうわ、JAいしかりを対象とした。

調査方法としては、JAふじ伊豆、JAにしうわ、JAいしかりの3農協にZOOMでのオンラインヒアリングを、JAいしかりは現地

での追加調査を実施した（注9）。併せて各農協の取組みに関する文献、新聞記事、ウェブサイト等の調査を行い、各農協の提供資料を参照した。

JAいしかりの取組事例は佐藤（2023）に加筆修正したものであり、本稿はJA都市農村交流全国協議会の事例集作成にあたる調査（注10）を基に執筆を行った。なお、JAいしかりは2023年10月1日に合併し、JAさっぽろに名称が変更されたが、本稿では「JAいしかり」と表記する。

（注9）オンラインヒアリングは、22年11月15日（JAふじ伊豆）、22年12月8日（JAにしうわ）、22年8月1日（JAいしかり）に行い、JAいしかりの現地調査は22年9月26日に実施し、農協職員や石狩市職員、援農者（アドバンスタイプ）、民泊経営者にヒアリングを行った。

（注10）JA都市農村交流全国協議会（2023）「労働力支援に資するJAグループの都市農村交流」参照。

2 援農の整理と事例の位置づけ

援農の整理にあたり、小野（2019）の農業ボランティアを参考とする（注11）。農業ボランティアの内容の違いとしては、報酬（有償・無償）、作目、作業期間、作業内容、作業頻度などがある。特に報酬については、茶菓子（現物）、手土産（収穫物）を無償、昼食（弁当）、交通費等実費、低額な謝礼、地域別最低賃金を有償としているが、既往研究によっては範囲が異なる場合がある。また、作目と作業内容に伴い、作業期間については、果樹の収穫などは季節型、多品目野菜生産の場合は通年型となる。

農村の援農としては農村ワーキングホリ

デーが代表的である。また、農村に滞在し農業を手伝う趣旨の取組みとしては、おてつたび、^{ウー} ^{ーフ} WWOOFのほか、JAグループでは全国農協観光協会の猫の手援農隊（注12）、農協観光のJA援農支援隊などがある。

これらから俯瞰した農村の援農の特徴には、援農者が居住地から離れた地域に滞在し作業を行うことが挙げられる。都市農業では、援農者は徒歩や自転車などで移動し、野菜に関わる作業に従事することが多いが、農村の援農の場合、特に人手が不足する繁忙期に限定して援農者が長期滞在し作業に従事することも少なくないと思われる。

本稿では、農協が関与する農村の援農について、援農者の宿泊の有無（移動距離）と作業期間（作目）の違いから3事例を取り上げ（第1表）、援農における農家にとっての交流の意義と農協の役割について明らかにする。

(注11) 小野（2019）は、援農ボランティアが東京都の実施する事業の名称であるとし、利他的な動機に基づくとしたうえで、農業ボランティアは保健レクリエーション効果享受等の利己的な動機が強いものとして区別している。

(注12) 猫の手援農隊は、援農者が報酬を得るのではなく、援農者側が旅行代金を支払う。

3 JAふじ伊豆なんすん地区の「西浦みかん援農ボランティア」

(1) JAふじ伊豆なんすん地区

JAふじ伊豆は22年4月1日に静岡県内の8農協（注13）が合併し設立され、管内は静岡県東部の20市町にわたる。23年3月末の組合員数は163,218人（正組合員41,350、准組合員121,868）の広域農協である（注14）。

本稿で紹介するなんすん地区（旧JAなんすん）は、沼津市、裾野市、長泉町、清水町を管内とし、西浦みかん、西浦レモネード、キンカンこん太など、かんきつの生産が盛んなほか、特産品に沼津茶、米（するがの極）、枝豆、沼津ねがた白ねぎ、プチヴェール、長泉四ッ溝柿、長泉メロン、すそのいちご、あしたか山麓裾野そばなどがある。

(注13) JA伊豆太陽、JA三島函南、JA伊豆の国、JAあいら伊豆、JAなんすん、JA御殿場、JA富士市、JA富士宮市。

(注14) JAふじ伊豆のウェブサイト参照。
https://www.ja-fujiizu.or.jp/about/kumiai_gaikyo.html（2023年10月4日アクセス）

第1表 農村における援農の紹介事例の位置づけ

		援農者の宿泊の有無（移動距離）	
		宿泊なし （主に近隣自治体から）	宿泊あり （主に都道府県外から）
作業期間 （作目）	1か月 （主に果樹）	JAふじ伊豆なんすん地区 「西浦みかん援農ボランティア」	JAにしよう 「みかんアルバイト」
	6か月 （主に野菜）		JAいしかり 「石狩アグリケーション」

資料 筆者作成

（注） JAふじ伊豆なんすん地区の「西浦みかん援農ボランティア」の参加者の一部には県外から参加し宿泊する人もいるが、ほとんどの参加者は管内や県内の居住者であり農協が宿泊施設の確保を行っていないことから、本稿では「宿泊なし」に位置づける。

(2) 西浦みかん援農ボランティアの概要

なんすん地区では、かんきつの収穫など繁忙期の人手不足の解消を目的に10年から援農ボランティアの受入れを開始した。援農者の農業に対する理解促進や地域の特産品の認知向上も狙いである。当初はみかんの収穫作業と茶摘みを行っていたが、その後、柿、キンカン、玉ねぎと品目を増やし、柿とキンカンは摘果の作業も行うなど作業範囲も拡大させていった。

21年度の援農者数（収穫）は、みかんが156人（受入農家31戸）、柿が42人（同6戸）、キンカンが32人（3戸）であり、西浦みかんの援農ボランティアが活動の中心となっており、なんすん地区のみかん農家の約1割が活用している。なんすん地区での援農ボランティアの取組みが盛んであることから、ほかの地区でも同様の取組みを行おうとする動きが生まれている。

以下では西浦みかんの援農ボランティア

についてみていく。概要は第2表に整理した。作業内容は11月下旬～12月下旬の1か月間の収穫作業で1日単位となっている。みかん農家は援農者の希望日に合わせて受け入れており、援農者によって数日間から毎日など参加頻度はまちまちである。新規の援農者は、公民館など待合場所を設定し農家が迎えに行き、2回目以降は援農者が直接現地に赴くこととなっている。報酬として1日につき交通費1,000円と10kgの規格外のみかんが支給される。

(3) 援農者（ボランティア）と交流の概況

援農者は、沼津市、裾野市、長泉町、清水町のほか、三島市、伊豆の国市、伊豆市など、なんすん地区から車で1時間圏内の居住者が多い。主に定年退職を迎えた60～70代の男女半々が参加している。家族ぐるみや女性の友人同士、男性ひとりでの参加など様々で、リピーター率は8～9割に上

第2表 西浦みかん援農ボランティアの概要

募集対象	18歳以上で男女100人程度、居住地域の制限なし
募集媒体	農協のウェブサイト、口コミ、広報誌
受入農家の対象	なんすん地区管内のみかん農家
作業内容	みかんの収穫
作業時期	11月下旬～12月下旬のうち参加者の希望日
作業頻度	援農者の希望による(数日～ほぼ毎日)
作業時間	8:30～16:00
報酬	規格外のみかん10kg/日、交通費1,000円/日
受入農家の負担	初回の送迎、1人あたりの交通費1,000円/日、1人あたりのみかん10kg/日
受入農家数	31戸(2019年)、38戸(2020年)、31戸(2021年)、36戸(2022年)
援農者数	173人(2019年)、175人(2020年)、156人(2021年)、144名(2022年)
主な援農者	車で1時間移動圏内の居住者。60～70代の男女。

資料 JAふじ伊豆なんすん地区のヒアリングと提供資料より筆者作成

る。農家と援農者の交流は基本的には作業日のみで、共同作業や休憩時（お昼と小休憩2回）の会話などを楽しんでいる。継続的に受入れを行っている農家も多く、援農者が以前受け入れてもらったことのある農家を希望したり、農家も顔なじみで作業慣れした援農者を望んでいる。

援農者の参加動機は、農業への興味やボランティアとして農家の力になれること、みかんをもらえることなどで、みかんは参加日数に比例して10kgずつ持ち帰れるため、知り合いにお歳暮代わりに配っている人も多い。

援農者からは「少しでも農家のみなさんの手助けとなることができ良かった。また来年も参加したい」といった声があり、一方農家からは「毎年同じ方が来てくれるので、感謝している。良いお付き合いが続いていることに幸せを感じ、収穫時期を過ごすことができた」、「とても頑張ってくれたので助かった」などの声がかかっている。また援農者同士が作業を通じて仲良くなり、次年度以降も一緒に参加するなどの交流も生まれている。

口コミで援農者数が増えており、インターネットで「援農ボランティア」を検索するとなんすん地区のサイトが上位にくることから、コロナ前は県外からの参加者もいた。援農者用の宿泊施設はないが、援農者が自費で沼津駅近辺に宿泊し参加するケースもある。また、援農の申込者に対して抽選を行わず、ほとんどを受け入れており、コロナ下ではリピーターのみ募集対象を

絞ったが、23年度から再び農協のウェブサイトを対象エリアを絞らず募集を行っている。

(4) 農協の役割

西浦みかん援農ボランティアの事業は、なんすん営農経済センター地区営農課の農協職員1名が他の業務と兼任しながら担当している。主な役割は、①援農者の募集と受付、②受入農家と援農者の日程調整、③援農者のボランティア共済の加入手続きである。

リピーターが多いことから基本的には顔なじみの農家と援農者の組合せになるように日程を調整している。農協を介した方が共済加入の手続きがスムーズなため、ほとんどの農家が農協に仲介を依頼しているが、援農者の人数も多く農協職員による日程調整の負担が大きい。そのため、農家と援農者で既に関係が構築されているところでは日程調整を双方に任せている。

収穫の作業自体は高度な技術は必要ないため、農協での事前研修は行っていない。ただし、援農者によっても作業技術のレベルが異なることから、複数の農家が特定の援農者を指名することもある。農協は公平性を保つためにも、援農者の技術レベルにばらつきがあっても、等しくボランティアとして育成するよう農家をお願いをしている。また、農家間で援農者が行う作業や待遇に差が生まれないように、収穫作業以外の雑用を援農者にさせないなど、農家に事前の説明会を行っている。その一方で、ま

れにマナーを守れない援農者がいるため農協が農家に代わって注意することもある。

(5) 効果と課題、方向性

西浦みかんの援農ボランティアの事業は、援農者の数から収穫時期に不足するおおよその労働力が算出できるため、地域の営農計画の参考にできる。また、JAふじ伊豆の准組合員に加入する援農者もあり、農協のファンづくりにもつながっている。援農者の高齢化が進んでいることから、農協職員が30～40代の参加動機を聞くなどし、若手の援農者確保に向けて動いている。

一方で援農の活用拡大にあたって、農協職員が部会で援農ボランティアの利用を呼びかけているものの、知らない人との共同作業に抵抗がある農家もいるため、緊急的に人手が不足した際のお試しでの利用を薦めている。

また、援農者は無償ボランティアであることから農家から援農者に細かい作業を頼みづらいことが多い。よって、次のステップとして、JAふじ伊豆が運営する無料職業紹介所（あぐりキューピッド）を農家が活用し、農業アルバイトを雇用してもらうことで、経営力の向上と規模拡大につなげていくことを農協は期待している。

4 JAにしようの「みかんアルバイト」

(1) JAにしよう

JAにしようは、愛媛県八幡浜市、西宇和

郡伊予町、西予市三瓶町を管内とする農協である。1993年10月に設立し、23年3月末の正組合員数5,119、准組合員数5,633である（注15）。JAにしよう管内は、温州みかんの産地として有数の地であり、温州みかん（極早生、早生、南柑20号、普通）や温室みかん、伊予柑、清見タンゴール、デコボン、ポンカン、せとか等、年間を通して多数の種類のかんきつが生産されているほか、キウイフルーツやビワ、ナシなどの果物の生産も行われている（注16）。

（注15）西宇和農業協同組合ディスクロージャー誌 レポートにしよう2023参照。

（注16）JAにしようのウェブサイト参照。http://www.ja-nishiuwa.jp/einou_02.html（2023年10月4日アクセス）

(2) みかんアルバイトの概要

八幡浜市^{まあな}真穴地区では、みかん収穫期の人手不足と地域の農業アルバイトの高齢化による減少を懸念し、「真穴みかんの里雇用促進協議会」を設立した。この協議会は主にみかん農家によって構成されており、収穫期に全国から「みかんアルバイト」（注17、18）を募集し、短期の雇用労働力確保を目的としているものである。また、若い世代に農村生活の体験を提供することで地域のファンづくりや、若手農業経営者の婚活に資する取組みも行っている。

さらに16年には援農者の宿泊施設として廃校を改築したことで、6つの地区（注19）でも雇用促進協議会が設立され、受入地区が拡大し地区間で人手を融通している。みかんアルバイトの概要は第3表に整理した。

作業内容は、11月10日～12月20日頃の約1か月間の収穫作業（みかんの収穫と運搬）、選果作業である。時給は、収穫作業が860円、運搬は1,050円に設定されている。21年度のアルバイター数は、収穫が500人（男性271人、女性229人）、選果場が79人（男性30人、女性49人）である。

宿泊施設は、受入農家での民泊、共同宿泊施設（廃校や旧保育所を改築）のほか、ホテルや旅館、アパート、シェアハウスなどがあり、宿泊者数のキャパシティが大きいことで多くの援農者の受入れができる。なお宿泊費は農家負担である。

(注17) 曲木（2019）は、JAにしうわ管内のみかんアルバイターを対象に農業臨時労働力確保の実態と問題点を明らかにしている。

(注18) 岩崎（2020）はみかんアルバイターにおけ

る農協の取組みのポイントを整理している。
(注19) 川上舌田地区、向灘地区、高野地地区、町見地区、大久地区、三崎地区。

(3) 援農者（アルバイター）と交流の概況

援農者は県外居住者が9割で、夏季は北海道や長野県、11月に愛媛県、冬季に沖縄県など、全国を周遊する20～30代の季節労働者が多い。リピーターは3～4割程度で、3割（187人）は新規でリピーターの口コミをみて参加している人もいる。

援農者にはみかんアルバイターをアルバイトのひとつと考えて参加している人もいるが、基本的には農家との交流を楽しみにしていたり、みかんの収穫をしてみたいといった理由で参加する人が多い。数年間連続で雇用されている援農者も多く、農家との信頼関係が構築されている。

受入農家は、援農者とは雇用関係にあるものの、地元を好きになってもらいたい思いからプライベートでも仲良くしており、農家に優しく受け入れてもらったという理由でその農家のリピーターになる人もいる。なおコロナ前は県内観光や釣りなどの農家と援農者の交流イベントを実施していた。

(4) 農協の役割

農協の担当部署は営農振興部で、職員が1人で対応している。農協の主な役割は、①求人サイトの設置、②受入農家への労務管理のアドバイス、③援農者のPCRや抗原検査の対応、④宿泊施設（廃校）の管理（注20）、⑤就農のサポート、⑥産地間連携であ

第3表 みかんアルバイターの概要(2021年)

募集対象	18歳以上の男女
募集媒体	農業の求人サイト(農家のおしごとナビ)
受入農家の対象	八幡浜市内のみかん農家
作業内容	みかんの収穫・運搬、選果
作業時期	11月10日頃～12月20日頃
作業頻度	ほぼ毎日
作業時間	7:30～16:00
報酬(時給)	収穫作業 860円、運搬作業 1,050円
受入農家の負担	バイト代、食費、宿泊費(注1)
受入農家数	184戸(2021年)
選果場数	2か所
援農者数(農家)	男性271人、女性229人
援農者数(選果場)	男性30人、女性49人
主な援農者	県外居住者。20～30代の季節労働者。
宿泊施設	受入農家での民泊、共同宿泊施設、ホテル、旅館、アパート、シェアハウス

資料 JAにしうわのヒアリングと提供資料より筆者作成

- (注) 1 宿泊先は多種類あり、それにより宿泊費の負担も異なる。
2 農協が管理する共同宿泊施設(マンダリン)では最大80人が宿泊できるが、コロナを受けて定員を32人としている。
3 2022年は受入農家数216戸、選果場数3か所、援農者数(農家)男性311人、女性226人、援農者数(選果場)男性37人、女性45人。

る。

①求人サイトの設置については、農業の求人サイト（農家のおしごとナビ）内に西宇和のみかんアルバイトの特設ページの作成を依頼し、各農家が求人情報を掲載できる仕組みをつくっている。また、求人情報の掲載にあたり、インターネットの操作が難しい農家のサポートも行っている。

②受入農家の労務管理のアドバイスについては、雇用契約書や賃金契約書などの作成のアドバイスや行政の補助金に関する情報提供を行っている。そのほかにも援農者から受入農家の対応を聞き、良い対応の事例について農家に情報をフィードバックし、作業環境の向上に努めている。

リピーターも多く農家と援農者で信頼関係が構築されている場合もあれば、まれに指示どおりに作業してくれない、援農者の体力不足で予定していた作業がおえられなかったなどのトラブルが発生することもある。こうしたトラブルに対し、農協では法律に関する対応はできないため、代わりに顧問弁護士を紹介することもある。

以前は、農家と援農者の受入日の日程調整を農協が担っていたが、援農者ごとに宿泊施設の希望が異なることなど、細かな対応が負担になることから、現在、農協は日程調整に関与していない。

⑤就農のサポートについては、みかんアルバイトを経験して就農を希望する人やその受入農家の相談に乗ったり、研修制度の説明を行ったりしている。20～30代の単身者や大阪府に住む家族など、みかん生産

に興味を持ち、就農するケースがある。リピーターの援農者の場合は地域で顔なじみになっているため、地域側も安心して受け入れることができている。

⑥産地間連携については、JAにしうわから声をかけてJAふらのとJAおきなわと連携し、1年を通じた労働力融通（注21）を実践している。22年はJAふらのの援農に参加した人のうち40人がJAにしうわの援農に行き、さらにJAおきなわに数十人が移動した。各農協のウェブサイトではほかの農協の求人情報を掲載するなどしている。

(注20) 八幡浜市や伊方町と連携し、宿舍修繕費用、保育所等の改修費用、ホテル・アパートの宿泊費などの補助を受けている。また、作業着、PCR検査、サイト掲載料等の行政からの補助がある。

(注21) JAふらはは4月～10月で園芸作物の定植・収穫、JAおきなわでは、1月～3月にさとうきび収穫や製糖工場での作業のアルバイトを募集している。

(5) 効果と課題、方向性

15年以降の新規就農者19人のうち半分が元みかんアルバイトであり、第三者継承を行った援農者もいるなど着実に地域農業の担い手確保につながっている。一方で多くの援農者の受入れの下支えとなる宿泊施設の管理費や、コロナによるPCR検査等の事務が農協の負担となっている。

農家は、最低賃金の上昇に伴い援農者への支払い増で金銭的な負担が以前より増えてきている。また、人手不足は解消されていないため援農者の確保にあたり農家の間で待遇等の条件に差をつけるなど競合が生じてきている。

5 JAいしかりの 「石狩アグリケーション」

(1) JAいしかり

JAいしかりは、1988年に3つの農協が合併し設立した農協であり、管内は北海道石狩市、札幌市、当別町の一部で、石狩川の下流に位置し石狩湾に面し、石狩平野が広がっている。21年度末の組合員数は3,380（正組合員数495、准組合員数2,885）（注22）である。農産物は、米、小麦、ブロッコリー、ジャガイモ、ニンジン、長芋、ゴボウ、グリーンアスパラ、ミニトマトなど多品目の野菜生産が盛んである。

（注22）2022年のJAいしかりのディスクロージャーを参照。

(2) 石狩アグリケーションの概要

22年の石狩市内の農業従事者数は17年から15%減の702人と年々減少傾向にあり、管内の野菜収穫期の人手不足も慢性化している。JAいしかりでは、こうした石狩市の農業の労働力不足に対応し、収穫作業や管理作業を有償で行うグリーンサポーター事業を行ってきたが、サポーターの登録者数の減少や高齢化による人手不足が課題となっていた。

他方、石狩市は20年の総務省の「関係人口・創出拡大事業」に採択されるなど関係人口創出に力を入れており、「石狩アグリケーション」（以下、石狩AC）をJAいしかりが業務受託した。同事業は4年間（20～23年度）の事業で、石狩市が企画や募集、補

助金の申請等を行い、運営を農協が担った。

石狩ACとは、農業（アグリ）と休暇（バケーション）を掛け合わせた造語であり、①ベーシックタイプ、②スマートタイプ、③アドバンスタイプの3つのタイプがある。石狩ACの概要は第4表に示した。

基本的には週に4～5日で農作業に従事し、空き時間や休日に石狩市での休暇を楽しんでもらうプログラムである。作業内容は、ミニトマトの定植、ブロッコリー等野菜の収穫作業、田植補助、草刈り、箱詰め、出荷作業などがある。

22年度の石狩ACの受入農家数は8戸で、うち5戸が2年連続で石狩ACの参加者を受け入れている。参加者支援金は、1日あたり5,000円～7,000円、半日2,500円で、旅費は援農者の各自負担となっており、宿泊施設は、石狩市内の民宿2軒とシェアハウス1軒を利用している。参加者の募集は、石狩市や農協のウェブサイト、総務省のポータルサイト、新聞、大学教員を通じて行われた。

(3) 援農者（アグリケーター）と交流の概況

22年度の石狩ACの参加者数は①ベーシックタイプ17人、②スマートタイプ1人、③アドバンスタイプ3人の計21人であった。

①のベーシックタイプは、石狩AC開始時からあり人気の高いプログラムである。夏季休暇中の大学生の参加が多く、参加動機は農業への興味や大学の授業の単位のためなどがある。

第4表 石狩アグリケーションの概要(2022年)

	ベーシックタイプ	スマートタイプ	アドバンスタイプ
募集対象	18～45歳以下、20人	18～50歳以下、5人	18～45歳以下、5人
募集媒体	石狩市やJAいしかりのウェブサイト、関係人口ポータルサイト、新聞、大学教員を通じて		
受入農家の対象	石狩市内の野菜生産農家		
作業内容	ミニトマトの定植、田植え補助、野菜(ブロッコリー、ミニトマト、さやえんどう、トマト、スイートコーン、じゃがいも)の収穫、その他(草刈り、箱詰め、出荷作業)		
作業期間	7月1日～10月31日のうち10日間以上	7月1日～10月31日のうち10日間以上	5月16日～10月31日のうち2か月以上
作業頻度	4～5日/週	4～5日/週	5日/週
作業時間	8:00～17:00	8:00～12:00	8:00～17:00
報酬(参加者支援金)	5,000円/日	2,500円/日	7,000円/日
受入農家の負担	援農者の参加者支援金		
受入農家数	7戸(2020年)、8戸(2021年)、8戸(2022年)		
宿泊施設	民宿2軒(3食付き、定員4名)、シェアハウス(自炊、定員5人)(注2)		
開始年	2020年	2021年	2022年
主な参加者	大学生	IT系企業の社会人	新規就農を検討している人
援農者数	12人(2020年)、19人(2021年)、17人(2022年)	6人(2021年)、1人(2022年)	3人(2022年)

資料 JAいしかりへのヒアリングと提供資料より筆者作成

(注)1 原則、火曜と土曜が休日だが受入農家によって異なる。

2 シェアハウス利用者に対しては、1日あたり作業日に2,000円、休日に1,500円を食事代として支給。参加者によっては宿泊場所を各自で確保している。

②のスマートタイプは2年目から導入され、午前中は農作業を行い、午後は援農者の本業に従事するプログラムとなっている。主にテレワークが可能なIT企業の社員が参加しており、石狩ACの終了後にITの知見を生かしたスマート農業の提案を行うこととなっている。

一方、3年目から開始した③のアドバンスタイプは、ほかのタイプに比べて本格的に農作業に従事するプログラム設計となっている。作業日数は週5日で、期間は5月16日～10月31日のうち2か月以上としており、参加者支援金もベーシックタイプよりも1日あたり2,000円高い設定になっている。石狩市での新規就農を検討している人がこのプログラムに参加している。

石狩ACの援農者の特徴としては、北海道外と道内の比が7：3で関東からの参加者が多く、大学生と社会人が7：3の比となっている。事業開始から年数は浅いがリーダーとして参加する人もおり、なかには20年の首都圏の石狩フェアで大学生が販売の手伝いをするなど新たな関係性も生まれている。また休日には、受入農家や受入農家先のパート、民宿経営者がそれぞれ援農者と一緒に道内を観光した。民宿経営者のひとは援農者に石狩のファンになってもらいたいと考え、石狩港の朝市や星がきれいにみえる場所など市内観光の穴場スポットに連れて行ったり、食事では地元の食材やスープカレーやホッケの開きなどを提供した。

(4) 農協の役割

石狩ACは、営農部営農課の職員1名が兼務で担当し、主に運営全般を担っている。具体的には、①石狩ACの申込窓口、②申込者の事前面談、③受入農家と援農者の日程調整、④宿泊先の確保と宿泊の割り振り、⑤送迎（作業現場、宿泊施設、食料の買い出し先）、⑥参加支援金の精算等を行っている。

石狩ACの申込者の面談にあたっては、援農者に対してお客様としてではなく、農作業に真剣に取り組むように心構えを説いている。また、石狩市での新規就農を検討しているアドバンスタイプの援農者に対しては、さらに地域になじめるようにと、JA職員が石狩市の職員と連携し、農家や地域住民との交流会を実施している。

(5) 効果と課題、方向性

石狩ACは、認知度が上がってきたことから募集定員を上回る申込みがきている。全国の大学生の援農者が多いことから、農家や同じ作業場のパートが孫や息子、嫁のように援農者に親近感を持ったり、若者に負けられないなどの対抗心をパートが持つことで作業に張り合いが生まれ、作業効率上がるなどの効果が出ている。

石狩ACをきっかけに石狩市に初めて訪れる参加者も多く、農家やパート、民宿経営者、市や農協職員との交流を通して、関係人口づくりの実現につながっている。また、参加者の石狩市への再来訪意向も高いとのことである。

石狩ACは、新規就農を考える人に対しては「農業」と農家としての「生活」のシミュレーションの機会提供としての意義がある（注23）。例えば、22年度のアドバンスタイプの参加者で道外出身者のAさん（40代女性）は、農作業経験が全くなかったものの北海道の農業への憧れから石狩ACに夫婦で参加し、農作業の大変さと楽しさを理解したうえで、新規就農研修を受講している。同じく農業未経験でアドバンスタイプに参加した道内出身者のBさん（40代男性）も石狩AC終了後は、JAいしかりのグリーンサポーターに登録するなど、管内の若手の労働力確保につながっている。

石狩ACの運営における課題は、農協職員の業務負担と事業終了後の石狩ACの自走化である。そのため、自走化に向けて送迎など援農者のサポートをどのように行っていくか実証中である。また、石狩ACを通して援農者の作業技術を向上させるとともに農家が特定の援農者と顔見知りになることで、石狩ACを通さなくても農家が直接、特定の援農者に声をかけて雇用するようになることを農協では期待している。

(注23) 貫田・藤井・藤田（2017）はワーキングホリデーの役割として「移住者に移住のきっかけを与え、移住者や後継者に農業をなりわいとして捉えるきっかけを与えること」、「仕事・住まい・暮らし、つまり地域との関わりといった移住の基盤を整える手助けとなること」などを挙げており、本事例と共通している。

6 各事例の特徴の整理と考察

(1) 各事例の特徴

JAふじ伊豆、JAにしうわ、JAいしかりが関与する援農の取組みについて、第5表に整理した。まず、第2節で位置づけを確認した「援農者の宿泊の有無」と「作業期間」の観点から各事例の特徴をみていく。

JAふじ伊豆は、宿泊施設がなく援農者も近隣地域からの参加が多く、リピーター率が8～9割と高かった。また、管内に居住する援農者も多いことから、援農者が准組合員になるなど農協のファンづくりにもつながっていた。

一方で、作目が同じみかんで宿泊施設があるJAにしうわでは、ほかの事例に比べ取組歴が長く、宿泊者数のキャパシティが大きいことから援農者数が最も多く、またそれに伴い受入農家数も多かった。

他方、作業品目が野菜で作業期間が長いJAいしかりでは、援農者の目的に合わせて3つのプログラムを用意することで、短期的な労働力のみならず、若手の農業の担い手確保につなげていた。また宿泊施設を用意し、休日に石狩市や北海道を堪能する時間を確保していることに特徴がある。

(2) 交流の特徴

つづいて交流に関しては、JAふじ伊豆では基本的に作業を通じて農家と援農者、援農者同士の交流が生まれていた。JAにしうわは作業中の交流以外にも、援農者が農家

に宿泊したり、コロナ前には観光を含めた交流イベントを実施していた。

また、JAいしかりでは、援農者と農家、あるいは民宿経営者が一緒に休日に観光したり、農協職員と市の職員が農家や地元の人と援農者の交流会を実施するなど、交流の機会を積極的に設けていた。

(3) 農家と援農者との関係の特徴

これらのことを踏まえて、援農の各事例で援農者と農家、または地域住民がどのような関係構築を行っているのかをみていく。JAふじ伊豆の場合は、援農者の移動が近距離で無償ボランティアであることから気軽に参加でき、リピーターが多いことから農家と援農者が日常的な顔馴染みとしての関係構築につながっているとみられる。また、こうした関係性をベースに、JAふじ伊豆では玉ねぎなどの収穫作業やかんきつの摘果作業など援農の作業内容を拡大している。

一方、JAにしうわでは、援農者は年間を通して全国を周遊しているものの、みかんの収穫期には再会できる関係にあり、有償であるため作業の質が保たれ、作業を任せうえでの信頼醸成につながっているとみられる。

JAいしかりでは、学生、IT系企業の社会人、新規就農の検討者など様々な動機を持つ人が農家や地域住民と交流を通して滞在の思い出をつくっていた。またそれにより、多様な関係人口の創出につながっていた。加えて、農家や地域住民との交流の場を設

第5表 農協が関与する援農の取組み

農協名	JAふじ伊豆	JAにしうわ	JAいしかり
取組み名	西浦みかん援農ボランティア	みかんアルバイト	石狩アプリケーション
都道府県	静岡県	愛媛県	北海道
取組みの開始時期	2010年	1994年	2020年
援農の形態	無償(現物支給)	有償	有償
援農者の募集エリア	主に近隣	全国	全国
作業の品目	みかん(注)	みかん	野菜
宿泊施設の提供	なし	あり	あり
時期と受入期間	11月下旬～12月下旬の約1か月間	11月10日頃～12月20日頃の約1か月	5月～10月末(10日以上～数か月)
受入農家数	36戸(2022年)	216戸(2022年)	8戸(2022年)
援農者数	144人(2022年)	537人(2022年)	21人(2022年)
援農者のリピーター率	8～9割	3～4割	複数名
主な援農者	車で1時間移動圏内の居住者。60～70代の男女。	県外居住者。20～30代の季節労働者。	道外参加者が7割。大学生、IT系企業の社会人、新規就農を検討している人。
担当する農協の部署	なんすん営農経済センター地区営農課	営農振興部	営農部営農課
農協の主な役割	①援農者の募集と受付、②受入農家と援農者の日程調整、③援農者のボランティア共済の加入手続き	①求人サイトの設置、②受入農家への労務管理のアドバイス、③援農者のPCRや抗原検査の対応、④宿泊施設の管理、⑤就農のサポート、⑥産地間連携	石狩ACの運営全般。①石狩ACの申込窓口、②申込者の事前面談、③受入農家と援農者の日程調整、④宿泊先の確保と宿泊の割り振り、⑤送迎、⑥参加支援金の精算
産地間連携	なし	あり (JAふらの、JAおきなわ)	あり (高知県東洋町、和歌山県海南市、沖縄県国頭村)
行政との連携	なし	八幡浜市と伊方町と連携し、行政が各種補助を実施	石狩市より「石狩アプリケーション」の事業を受託、市職員と連携して交流会等を実施
交流の内容	作業時の農家と援農者の交流、援農者同士の交流	作業時の農家と援農者の交流、受入農家での民泊、コロナ前は県内観光や釣りなど農家と援農者の交流イベントを実施	作業時の農家やパートと援農者の交流、農家やパート、民泊経営者が援農者と休日に道内を観光、援農者が民宿に宿泊し民宿経営者と交流、石狩市と農協が主催する交流会に農家、地域住民、援農者が参加
援農の波及効果	地域の営農計画に資する労働力の規模の把握、援農者の准組合員への加入、農協のファンづくり	新規就農者の確保	作業効率の向上、新規就農者や若手の農業アルバイト(グリーンサポーター)の確保、関係人口の創出、石狩市への再来訪意向の向上

資料 各JAへのヒアリングや提供資料を基に筆者作成

けることで、援農者が地域をより深く知り、石狩市での新規就農において生活面を含めた安心を得ていた。

このように反復的な交流を通じて、農家と援農者で顔なじみになったり、信頼が醸

成されたりするほか、休日を利用した観光で特別な時間を共有し思い出がつくられるなど、交流の効果の積極面として様々な関係性の構築が確認できた。特に、農家と援農者の相互に親しみや安心感を与えること

が各事例の交流の意義に共通し、反復性を伴うことでより一層、この意義が強まるものとみられる。

(4) 農協の役割の要点

農協の役割に関しては、JAふじ伊豆とJAいしかりは、農家と援農者の日程調整などを含む運営全般を担っている一方で、JAにしようは日程調整は農家と援農者が基本的に行うため、部分的な運営を行っているといった違いがあった。

こうした運営や宿泊施設の管理などの違いはあるものの、3つの農協で共通して、交流において重要とみられる役割は、農家と援農者が円滑に作業を行えるための「心理的な仲立ち」である。JAふじ伊豆では、マナーを守れない援農者に代わって注意を行ったり、JAにしようでは援農者から受入農家の対応を聞いて、良い対応について農家にフィードバックし、両者が安心して作業に取り組めるような環境づくりを行っていた。また、JAいしかりは、援農者に対して面談時に作業に真剣に取り組むように意識づけることで、農家に迷惑がかからないような工夫を事前に行っていた。

援農の場合、無償、有償にかかわらず農業への関心や農家との交流など「心理的報酬」が援農者の取組みの動機のひとつとなっているため、農協はこうした心理的報酬を担保するための環境づくりが求められると考えられる。

7 結論

本稿は農村を対象に援農における交流の意義と農協の役割を明らかにすることを目的に、農協が関与する3つの援農の取組事例をみてきた。事例を踏まえて、農村の援農における農家にとっての交流の意義は、①援農者の参加意欲の誘発、②作業者のモチベーション向上、③援農者の思い出づくりに伴うリピーター形成、④リピーターの作業技術の向上の4点が挙げられる。

①は多様な動機を持つ遠方からの援農者の参加につながり、②はJAいしかりでみられたような、若い援農者と同じ現場の作業従事者が対抗心を持ち、その結果、作業に張り合いが生まれて作業効率が上昇するといった効果が期待できる。

③については、作業中や休憩中、休日など、援農者は農家や地域住民との非日常の体験を通じた交流により思い出をつくっていた。そのため、作業期間終了後にもお世話になった農家や地域住民に援農者が再び会いたいと思うようになり、ほかの知らない作業現場ではなく、過去に受け入れてもらったことのある地域を好んで援農に参加しているものとみられた。よって、こうした交流による特別な思い出づくりがリピーター形成に寄与していると考えられる。

つまり交流は、作業期間前（援農者の募集）、作業期間、作業期間終了後において援農を拡大・促進する機能を果たしているといえる。

さらに④については、JAにしようのように、交流による関係性構築を土台に援農者が繰り返し同じ受入農家の援農に参加することで援農者の作業技術が向上し、受入農家が援農者に作業を任せるうえでの信頼醸成につながるとみられる。こうした関係性から農家が継続的に援農者の受入れを行うようになり、その様子から受入農家だけでなく受入れを行っていない周囲の農家が援農活用を検討するきっかけになると考えられる。

つづいて援農における農協の役割については様々あるが、「交流」の側面に着目すると、①援農者受入れの運営、②農家と援農者の関係性構築のサポート、③移住・就農者の発掘とサポートの3点が挙げられる。

①については、特に初めてその地域に関わる援農者にとって初対面の農家と直接やりとりをするよりも、農協を通すことで参加の心理的なハードルを下げ、安心して作業や交流ができるとみられる。また、農家と援農者のマッチングを農協が担う場合、ある程度両者の相性をみて割り振ることで、作業の円滑化が見込める。さらに、農協が援農者の募集や割り振り、日程調整や宿泊施設の確保、送迎、そのほかの雑務を担うことで農家側の負担が減り、農家が疲弊せずに援農者を受け入れて、交流する時間を確保できるといったメリットも考えられる。

②については、前項のとおり「心理的な仲立ち」として、農家との両方に配慮することで余計なトラブルを未然に防ぎ、交流の促進につながるとみられる。

③については、JAにしようやJAいしかりにみられるように、農家と援農者の交流を通じた関係性の構築から就農希望者を掘り起こし、継続的にサポートすることで新規就農者の確保につなげることができる。その際、援農者が安心して新規就農に踏み切れるようなサポートができるのは農協の強みであると考えられる。

おわりに

このように農村の援農における交流の意義は大きく、またこの意義を知り、農協が援農者の受入れを行うことは、労働力確保、新規就農、移住促進、関係人口づくりなど複合的な効果が期待できる。

本稿で紹介した事例は、援農者のタイプや農協が担う業務範囲は異なるが、今後新しく援農者の受入れに取り組む地域では、地域の実情に合わせた受入れ方や体制づくりが望ましい。

また、援農者受入れの取組みに農協が関与する場合、本事例のように農協職員の負担は軽くはないため、受入農家や行政との役割の見直しや日程調整ツールの活用、宿泊先の確保など、より継続的な取組みに向けた検討が必要であろう。

<参考文献>

- ・安藤裕貴子・大江靖雄 (2016) 「援農ボランティアの参加頻度の決定要因分析—千葉県我孫子市を対象として—」『農業経済研究』87巻4号、418~423頁
- ・岩崎真之介 (2020) 「愛媛県JAにしよう『みかんの里アルバイター事業』の仕組みと新たな展開—果樹大産地はいかにして全国から多数の短期雇用を確保し

- ているか?—』『研究REPORT』No.9、1～9頁
- 上野綾・小林国之 (2020)「都市農村交流からみた臨時雇用労働力の可能性—北海道厚沢部町『農楽会』における農業アルバイトを事例に—」『北海道大学農経論叢』74集、87～97頁
 - 小野智昭 (2019)「無償農業ボランティアの作業条件と作業環境」『農業経済研究』91巻3号、384～389頁
 - 草野拓司 (2020)「農協仲介による援農ボランティアの定着要因—4つの事例の検討から—」『農林金融』73巻4号、2～16頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2004re1.pdf>
 - 今野聖士 (2023)「援農有償ボランティア事業における学生の参加意識の概況と心理的報酬を補完する取り組みについて」『地域と住民：コミュニティケア教育研究センター年報』7号、15～22頁
 - 佐藤彩生 (2022)「農協による都市農村交流の取組みの系譜と今日的意義—非生産者との協働に着目して—」『農林金融』75巻11号、20～32頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2211re2.pdf>
 - 佐藤彩生 (2023)「『農業』と『生活』のシミュレーションによる担い手確保—石狩市による石狩アグリケーションの取組み—」『農中総研 調査と情報』97巻、18～19頁

<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2307re9.pdf>

- 佐藤忠恭 (2017)「都市農業における援農活用農家に求められる要件—神奈川県内を事例として—」『神奈川県農業技術センター研究報告』161号、25～34頁
- JA都市農村交流全国協議会 (2023)「労働力支援に資するJAグループの都市農村交流」<https://ja-koryu.com/wp-content/uploads/2023/08/>【事例集】労働力支援に資するJAグループの都市農村交流.pdf
- 貫田理紗・藤井至・藤田武弘 (2017)「農業・農村の担い手確保からみた都市農村交流活動の役割と意義—農村ワーキングホリデーを事例に—」『農業市場研究』26巻1号、65～71頁
- 船戸修一 (2013)「『援農ボランティア』による都市農業の持続可能性—日野市と町田市の事例から—」『サステナビリティ研究』3巻、75～83頁
- 曲木若葉 (2019)「農山村地域における臨時農業労働力確保の取組と課題—愛媛県みかん産地を事例に—」『農業経済研究』90巻4号、345～350頁

(さとう さき)



発刊のお知らせ



ほんとうのエコシステムってなに？

— 漁業・林業を知ると世界がわかる —

二平 章・佐藤宣子 ほか 編著

2023年4月3日発行 B5判164頁 定価（本体2,600円＋税）農山漁村文化協会

森里川海のつながりに支えられ、そして支えているのが漁業と林業。漁業のパートでは、回転寿司の魚はどこから来るの?といった親しみやすい話題から、なぜ日本の海は魚が豊かなの?という誰でも抱く疑問、資源管理のさまざまな仕組み、さらには海洋プラスチックごみの問題といった喫緊のテーマなどを取り上げる。また林業のパートでは、世界の森とわたしたちの暮らしの関係、木材だけでなく森林からの恵み、防災とのつながり、森の豊かさと生物多様性の関係などに注目。いま求められる、持続的な森づくりとはどのようなものなのか。

目次

はじめに一海と森林に囲まれた国の未来に向けて（二平 章）

【食卓と流通】

【資源問題】

【内水面漁業】

【つくり・育てる漁業】

【環境と生物多様性】

【多面的機能】

【漁業の未来】

【世界の林業と日本の暮らし】

【日本の森のあり方】

【持続的な森づくりと林業経営】

おわりに一海と森をつなげて考える（佐藤宣子）

購入申込先……………（一社）農山漁村文化協会 TEL 048-233-9351

問合せ先……………（株）農林中金総合研究所 TEL 03-6362-7731



サステナブルな地域社会の構築に向けて —改めて「FEC自給圏」を考える—

10年以上前になるが、国連が定めた国際協同組合年(2012年：スローガンはCo-operatives build a better world)の取組みにあたって、JAグループ全国連の協議の場に故内橋克人さんを招きアドバイスをいただいた。静かな語り口調ながら「JAグループの持てる可能性は大きいが、皆さんはそれを十分発揮できていない。さらなる奮起に大いに期待する。」旨の激励をされた記憶がある。

内橋さんは経済評論家でジャーナリスト、権力におもねず弱者の側に立ち続けた人だった。資本主義と市場経済を「市場原理至上主義」と厳しく批判、各種規制緩和の動きへの反論などジャーナリスト魂が際立っていたため、政府や経済界からは煙たがられたのも事実である。

内橋さんを知ったきっかけは、彼の打ち出した「FEC自給圏」構想に関心を持ったことにある。「FEC自給圏」とは、F：Food(食料)、E：Energy(エネルギー)、C：Care(介護・医療)の3つを市町村という枠を超えて近隣や文化圏といった広域エリア(圏)で自給することを目指すもの。内橋さんがこの3つについて語っている。「まずF(食料)。人間が生きていくために大切な食料が自給できなければいけません。家畜の肥料その他も含めて、わが国が本当に生存状況を維持するための食料は、はなはだ心もとない状況です。そしてE(エネルギー)。これまで科学は、人間の生存条件を無視しても、はるかに効率的なエネルギーを生み出すんだと言って、原発安全神話を作り出してきました。エネルギーのあり方は人間の生存そのものを決めるんですね。自然エネルギーへの転換が是非とも必要だと思います。加えて、ゼロ・エミッション、廃棄物ゼロ社会を考えていかなければならない。最後にC(ケア)。医療、介護、福祉の分野で、地域の中で人々の尊厳ある生存を守り育てていくための、具体的な設備やシステムを作っていく必要があります。」また、別の対談で「人間が主語でなければならない。人間が主語である経済学は可能かどうかです。日本、社会、あるいは世界を救うための新しい経済学が必要です。」とも語っている(いずれもNHKアーカイブスから)。いわゆる新自由主義やマネー資本主義に対抗する新たな経済のモデルが「FEC自給圏」であるとの主張であった。

この「FEC自給圏」が世に出たのは今から20年以上前である。その後のリーマンショックや東日本大震災、新型コロナウイルス感染症、ロシア・ウクライナ戦争などを経て我々が今まさに直面する世界の分断、脱炭素等地球温暖化対策、食料安全保障の確立など数々の事象・課題を予見したかのような内橋さんの鋭い洞察力に改めて驚かされる。

9月の農中総研フォーラムは「食料安全保障と地域資源循環の強化に向けて～現場の実践から考える次世代耕畜連携のあり方とは～」と題して、耕種経営と酪農の連携事例を取り上げた。群馬県前橋市の元気ファーム関根さん・須藤牧場須藤さんと富山県高岡市のクローバーファーム青沼さんを招き、全酪連の丹戸さん、当社研究員の小針さんの5名によるパネルディスカッション形式で開催した。詳細は当社HPを参照いただきたいが、地域資源循環を実践する耕畜連携が食料安全保障の具体的事例の一つと捉えるべきであることが改めて明確になった。「転作から飼料作物の本格生産へ」「食料安全保障の基本は資源の確保」「都市と農村が共存する循環するシステム」など示唆に富むフォーラムとなった。

こうした具体的な事例は、必ずしも「FEC自給圏」を意識したものではないが、根底に流れる考え方や思い、志は相通ずるものがある。FとEとCはそれぞれ独立したものではなく相互の関係性が極めて強い。先日のフォーラムの実践事例においてもFの取組みが地域社会のEやCに繋がっていることがはっきりと示されている。

9月改造内閣のスタートにあたり岸田総理は会見で「明日は今日より良くなる、誰もがそう思える国づくりを目指す。」と語った。農政に関しては「食料・農業・農村基本法」の改正に向け正念場を迎える。先般農水大臣に出された審議会の答申にある4つの基本理念はすべて重要でそのとおりである。食料安全保障の確立には、サステナブルな地域社会の構築が欠かせない。今後具体的な政策を展開するにあたり、今一度「FEC自給圏」の視点を想起していただきたい。そして、誰もが「明日は今日より良くなる」と実感できる日が一日でも早く来ることを切に望む。

（(株)農林中金総合研究所 取締役会長 大竹和彦・おおたけ かずひこ）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(39)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(39)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(39)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(40)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(40)
6. 農業協同組合 主要勘定	(40)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(42)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(42)
9. 金融機関別預貯金残高	(43)
10. 金融機関別貸出金残高	(44)

統計資料照会先 農林中金総合研究所コーポレート企画部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2018. 8	66,557,692	1,558,640	33,486,370	24,174,612	51,554,384	11,915,002	13,958,704	101,602,702
2019. 8	66,186,946	1,052,440	32,100,839	20,572,848	52,098,016	17,258,105	9,411,256	99,340,225
2020. 8	64,736,441	605,609	34,329,201	19,491,119	48,698,768	18,904,699	12,576,665	99,671,251
2021. 8	65,142,297	311,432	32,468,503	16,951,501	43,502,363	20,555,642	16,912,726	97,922,232
2022. 8	64,001,960	330,010	35,599,711	18,618,602	43,888,783	17,535,647	19,888,649	99,931,681
2023. 3	63,532,977	455,034	23,564,465	21,331,808	39,928,446	14,813,218	11,479,004	87,552,476
4	64,219,732	446,710	31,456,308	23,299,056	42,607,132	14,985,009	15,231,553	96,122,750
5	63,927,769	450,808	34,244,570	20,750,323	46,166,726	15,280,320	16,425,778	98,623,147
6	65,607,138	453,747	35,454,714	20,325,677	48,354,342	15,240,352	17,595,228	101,515,599
7	64,919,832	433,792	33,976,249	22,160,297	45,410,538	15,096,911	16,662,127	99,329,873
8	65,439,283	436,791	34,679,533	21,731,956	45,298,600	15,108,855	18,416,196	100,555,607

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2023年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	50,699,557	-	5,736,080	390	11,802	-	56,447,829
水産団体	1,920,087	-	118,672	-	33	-	2,038,792
森林団体	2,482	-	6,249	9	210	-	8,949
その他会員	1,079	-	13,279	-	-	-	14,358
会員計	52,623,204	-	5,874,280	399	12,045	-	58,509,928
会員以外の者計	685,689	7,316	645,268	66,918	5,519,306	4,858	6,929,355
合計	53,308,893	7,316	6,519,548	67,316	5,531,351	4,858	65,439,283

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 285,837百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2023年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	1,037,819	52,122	53,454	-	1,143,394
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	47,092	902	7,979	-	55,972
	森林団体	1,397	557	2,718	3	4,674
	その他会員	1,500	190	20	-	1,710
	会員小計	1,087,807	53,770	64,170	3	1,205,751
	その他系統団体等小計	136,712	5,592	59,968	-	202,273
計	1,224,519	59,362	124,138	3	1,408,024	
関連産業	5,147,165	52,902	941,668	1,309	6,143,045	
その他	7,347,782	266	209,741	-	7,557,787	
合計	13,719,466	112,530	1,275,547	1,313	15,108,856	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2023. 3	9,391,624	54,141,353	63,532,977	-	455,034
4	10,213,669	54,006,063	64,219,732	-	446,710
5	10,104,565	53,823,204	63,927,769	-	450,808
6	11,962,127	53,645,011	65,607,138	-	453,747
7	11,414,557	53,505,275	64,919,832	-	433,792
8	12,129,658	53,309,625	65,439,283	-	436,791
2022. 8	9,234,443	54,767,517	64,001,960	-	330,010

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2023. 3	46,981	21,284,826	39,928,446	6,928,235	20	-	62,954
4	34,314	23,264,741	42,607,132	7,057,859	-	-	64,239
5	42,788	20,707,534	46,166,726	7,327,109	1,534	-	55,881
6	45,238	20,280,439	48,354,342	7,347,331	1,539	-	62,245
7	45,681	22,114,616	45,410,538	7,266,616	3,154	-	111,669
8	34,772	21,697,183	45,298,600	7,266,616	8	-	112,529
2022. 8	39,830	18,578,772	43,888,783	9,211,577	102	-	110,343

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2023. 3	67,303,472	65,972,656	866,601	1,147,632	2,596,340
4	67,737,057	66,141,016	847,780	1,147,615	2,596,340
5	67,146,838	65,843,483	869,895	1,147,614	2,596,339
6	67,879,470	66,341,789	967,973	999,015	2,596,339
7	67,551,929	66,134,057	981,212	1,050,916	2,612,614
8	67,678,681	66,113,459	970,542	1,050,926	2,613,582
2022. 8	68,977,850	67,263,379	949,512	1,533,034	2,552,174

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 借 入 金	
	貯 金			計	う ち 信 用 借 入 金
	当 座 性	定 期 性	計		
2023. 2	48,649,220	60,723,536	109,372,756	608,072	542,079
3	48,678,601	59,966,506	108,645,107	585,222	516,480
4	49,115,321	59,960,700	109,076,021	597,291	528,640
5	48,638,654	59,905,841	108,544,495	611,388	542,118
6	49,347,709	60,397,653	109,745,362	577,902	502,632
7	48,856,051	60,448,022	109,304,073	587,149	513,288
2022. 7	47,082,184	62,578,096	109,660,280	697,099	621,627

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
390,000	797,420	4,040,198	18,336,847	87,552,476
2,830,800	1,105,930	4,040,198	23,479,380	96,122,750
3,090,000	822,921	4,040,198	26,291,451	98,623,147
2,184,100	1,496,432	4,040,198	27,733,984	101,515,599
2,360,000	956,116	4,040,198	26,619,935	99,329,873
2,050,000	1,021,627	4,040,198	27,567,708	100,555,607
1,395,000	1,607,834	4,040,198	28,556,679	99,931,681

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
13,344,572	1,404,197	1,492	14,813,218	-	11,478,985	87,552,476
13,665,765	1,253,232	1,772	14,985,009	-	15,231,554	96,122,750
13,958,438	1,264,171	1,828	15,280,320	-	16,424,245	98,623,147
13,827,180	1,348,917	2,008	15,240,352	-	17,593,689	101,515,599
13,732,631	1,250,711	1,898	15,096,911	-	16,658,973	99,329,873
13,719,465	1,275,547	1,312	15,108,855	-	18,416,189	100,555,607
16,130,179	1,293,700	1,424	17,535,647	-	19,888,547	99,931,681

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方				貸 出 金		
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	計	うち金融 機関貸付金
	計	うち系統					
93,565	41,719,945	41,640,844	100,000	1,747,829	19,212,093	8,751,243	2,334,704
90,409	42,501,703	42,353,490	60,000	1,720,628	18,845,770	8,683,925	2,325,569
85,154	42,071,954	41,999,294	70,000	1,733,010	18,770,486	8,673,518	2,303,710
80,289	42,861,403	42,802,949	80,000	1,747,669	18,729,648	8,594,063	2,290,036
79,145	42,315,394	42,255,719	85,000	1,767,058	18,966,238	8,647,441	2,278,175
80,273	42,115,712	42,056,693	75,000	1,785,075	19,217,231	8,657,730	2,263,224
81,324	42,170,208	42,100,513	55,000	1,648,273	20,902,476	8,717,710	2,268,819

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方				貸 出 金		報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		計	うち公庫 (農)貸付金	
	計	うち系統	計	うち国債			
426,819	80,044,162	79,654,756	6,256,177	2,765,906	23,693,993	118,416	548
435,955	79,325,934	78,925,799	6,150,279	2,700,162	23,826,074	118,247	546
441,421	79,715,852	79,320,269	6,259,651	2,741,954	23,885,362	118,999	538
450,665	78,940,243	78,535,672	6,322,255	2,757,506	24,033,966	118,320	538
448,089	79,971,180	79,562,556	6,317,504	2,739,130	24,107,919	118,186	538
446,911	79,325,043	78,911,336	6,506,158	2,845,135	24,179,344	117,872	538
435,825	81,042,274	80,697,534	5,880,909	2,508,908	23,510,403	126,701	552

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2023. 5	2,516,825	1,626,392	47,583	58,509	19,151	1,972,016	1,922,134	96,053	488,603	
6	2,532,942	1,634,829	45,383	58,509	18,345	1,985,293	1,929,333	95,417	490,450	
7	2,521,022	1,640,264	45,383	58,509	19,458	1,961,460	1,898,756	96,832	491,731	
8	2,498,254	1,634,989	45,383	58,565	19,841	1,941,363	1,877,373	98,080	494,350	
2022. 8	2,446,328	1,609,886	70,124	58,428	19,088	1,943,400	1,922,911	90,305	484,462	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2023. 3	837,242	414,185	62,107	42,035	97,379	5,695	868,423	861,156	-	103,174	2,175	74
4	827,319	411,368	61,958	41,635	97,398	5,902	857,243	849,653	-	104,895	2,103	74
5	826,014	410,084	64,170	42,107	97,397	6,566	851,033	843,339	-	105,245	1,989	74
6	829,978	409,413	65,239	41,852	97,434	5,623	851,671	844,298	-	106,146	2,096	74
2022. 6	800,493	414,865	77,026	48,125	97,847	6,051	822,178	813,347	-	115,187	2,715	75

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

(株) 農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



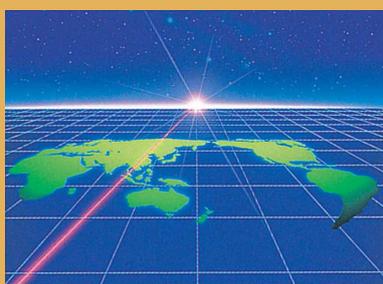
「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「詳細情報を見る」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2023年11月号第76巻第11号〈通巻933号〉11月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社